

第359回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（予算案件）

- 1 令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）
- 2 令和4年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

（条例案件）

- 1 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 2 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例
- 4 建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 5 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

（その他案件）

- 1 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定
- 2 国営土地改良事業についての市町負担額の決定
- 3 県が行う建設事業についての市町負担額の決定
- 4 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定
- 5 令和3年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分
- 6 令和3年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分
- 7 令和3年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分
- 8 損害賠償額の決定
- 9 損害賠償額の決定
- 10 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美囊川橋上部工事請負契約の締結
- 11 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）建設工事請負契約の締結

（専決処分承認案件）

- 1 損害賠償請求控訴事件に係る出訴
- 2 和解及び損害賠償額の決定

（決算案件）

- 1 令和3年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定
- 2 令和3年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定
- 3 令和3年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 4 令和3年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 5 令和3年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 6 令和3年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 7 令和3年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 8 令和3年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定
- 9 令和3年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 10 令和3年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 11 令和3年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 12 令和3年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定

- 13 令和3年度兵庫県基金管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 14 令和3年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定
- 15 令和3年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 16 令和3年度兵庫県病院事業会計決算の認定
- 17 令和3年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定
- 18 令和3年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定
- 19 令和3年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定
- 20 令和3年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定
- 21 令和3年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定
- 22 令和3年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定
- 23 令和3年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定

解禁 ①ラジオ・テレビ・インターネット：9月12日(月)15:30(知事会見開始後)
②新聞：9月13日(火)朝刊 **【取扱注意】今後変動可能性あり**

作成年月日 令和4年9月12日

作成部局名 財務部 財政課

令和4年度9月補正予算(緊急対策)案

～原油価格・物価高騰対策の強化と感染者急増への対応～

令和4年9月12日
兵 庫 県

I 県民生活の安定化に向けた支援 52億円

コロナ禍において物価高騰の影響を受ける県民生活を応援するため、**飲食や県産農産物の購入等への支援**を実施するとともに、光熱費等の高騰の影響を受ける**高齢者施設・障害者施設・保育施設等を支援**することで利用者負担の増加を抑制

II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進 525億円

感染者急増への対応として、発生届の限定に向けた体制整備を進めるとともに、引き続き医療提供・保健所・ワクチン接種体制等を確保

III 円安・原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援 72億円

収束の見通せない円安・原油価格高騰等による影響を緩和するため、中小規模の事業者等に対する事業継続支援を強化するとともに、**省エネ化・新事業展開を支援**

補正予算規模

一般会計 **649億円** (国庫 591億円、特定 28億円、一般 30億円)

特別会計 **0.2億円** (全額国庫) ※勤労者総合福祉施設整備事業特別会計

施策体系別事業一覧（1 / 2）

（単位：百万円）

事業名	金額	国 庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
I 県民生活の安定化に向けた支援	5,219	2,389	0	1,670	22	0	1,138
1 県民生活・生産者等への支援	1,221	1,221	0	0	0	0	0
① (新)ひょうごで食べようキャンペーン(県版GoToEat)の実施	896	896	0	0	0	0	0
② (新)県産農産物の購入支援(直売所キャンペーン)	293	293	0	0	0	0	0
③ (新)県産農産物の購入支援(量販店と連携したフェア)	32	32	0	0	0	0	0
2 物価高騰影響の緩和	2,316	1,168	0	0	10	0	1,138
① (新)高齢者施設における利用者負担増加の抑制	455	455	0	0	0	0	0
② (新)障害者施設における利用者負担増加の抑制	198	198	0	0	0	0	0
③ (新)保育施設等における利用者負担増加の抑制	301	301	0	0	0	0	0
④ (新)児童養護施設等における利用者負担増加の抑制	16	16	0	0	0	0	0
⑤ 県立施設等の光熱水費高騰対策	1,346	198	0	0	10	0	1,138
3 県民生活の安定化	1,682	0	0	1,670	12	0	0
① (新)「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」の実施	6	0	0	0	6	0	0
② ふるさとひょうご寄附基金への積立 (課題を抱える妊産婦支援プロジェクト分)	6	0	0	0	6	0	0
③ 緊急生活福祉資金貸付原資の助成	1,670	0	0	1,670	0	0	0
④ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給							
⑤ 住居確保給付金の支給							
		既定予算対応					
II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進	52,538	2,654	42,767	2,514	2,752	0	1,851
1 感染者急増への対応	1,484	1,279	130	37	0	0	38
① (新)陽性者登録支援センター(仮称)の設置	129	0	129	0	0	0	0
② 抗原検査キットの配布と自主療養制度の実施	559	559	0	0	0	0	0
③ 高齢者施設等の従事者に対する検査の実施	720	720	0	0	0	0	0
④ 回復者の退院受入に関する相談支援窓口の設置	1	0	1	0	0	0	0
⑤ 夜間保健所支援センターの設置	75	0	0	37	0	0	38
2 相談体制等の強化	32	0	32	0	0	0	0
① 新型コロナウイルス感染症の後遺症専用相談窓口の設置	27	0	27	0	0	0	0
② (新)外国人観光客向け安心情報のワンストップ提供	5	0	5	0	0	0	0

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上と合計が一致しない場合がある(次項以降も同様)

施策体系別事業一覧（2 / 2）

（単位：百万円）

事業名	金額	国 庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交 付 金	そ の 他 補 助 金			
3 医療提供体制・検査体制の充実	47,759	1,375	42,094	2,477	0	0	1,813
① 入院医療体制の強化	30,697	1,336	29,361	0	0	0	0
② 無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応	11,305	39	11,266	0	0	0	0
③ 検査機能の充実	2,733	0	0	1,367	0	0	1,366
④ 相談体制の強化	475	0	475	0	0	0	0
⑤ 保健所等の体制強化	843	0	605	119	0	0	119
⑥ 入院医療費等公費負担	1,312	0	0	984	0	0	328
⑦ 地域医療体制の維持	387	0	387	0	0	0	0
⑧ ワクチン接種体制等の整備	7	0	0	7	0	0	0
4 事業者の感染防止対策の強化	3,263	0	511	0	2,752	0	0
① 感染等発生福祉施設の感染拡大防止・事業継続等への支援	2,752	0	0	0	2,752	0	0
② 高齢者施設等における感染者発生時への支援	511	0	511	0	0	0	0
Ⅲ 円安・原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動への支援	7,147	7,147	0	0	0	0	0
1 企業等の事業継続支援	6,131	6,131	0	0	0	0	0
① 原油価格・物価高騰対策一時支援金の支給	5,485	5,485	0	0	0	0	0
② (新)施設園芸燃料(LPG等)価格高騰に対する生産者への支援	15	15	0	0	0	0	0
③ (新)粗飼料価格高騰に対する酪農家への支援	198	198	0	0	0	0	0
④ 配合飼料価格高騰に対する畜産業者への支援	318	318	0	0	0	0	0
⑤ 石油系漁業資材価格高騰に対する漁業者への支援	10	10	0	0	0	0	0
⑥ 地域公共交通新型車両導入対応型運行への支援	105	105	0	0	0	0	0
2 省エネ化・新事業展開への支援	1,016	1,016	0	0	0	0	0
① (新)農業生産コストの低減支援	150	150	0	0	0	0	0
② 施設園芸省エネ機器の導入支援	15	15	0	0	0	0	0
③ 自給飼料の増産支援	30	30	0	0	0	0	0
④ (新)公共交通等事業者に対する省エネ化への支援	821	821	0	0	0	0	0
合 計	64,904	12,190	42,767	4,184	2,774	0	2,989
うち、一般会計	64,883	12,169	42,767	4,184	2,774	0	2,989
うち、勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	21	21	0	0	0	0	0

【新】■ひょうごで食べようキャンペーン(県版GoToEat)の実施：9.0億円

- **物価高騰に直面する県民生活を支援**するとともに、原材料調達コスト上昇の影響を受ける**飲食店を支援**するため、プレミアム付き食事券発行によるキャンペーンを実施
 - ・発行総額 35億円(プレミアム率 25%)
 - ・食事券単価 一冊12,500円分を10,000円で販売(28万冊)
 - ・キャンペーン期間 R4.12月～R5.1月(2ヶ月間)〔予定〕
 - ・対象店舗 県コロナ対策適正店のうちキャンペーン登録店舗
 - ・対象経費 商品券プレミアム分、商品券・参加店マップ作成費等

〔業況判断DI(日銀短観)〕

区分	2022		
	10~12	1~3	4~6
製造業	6.0	2.0	1.0
卸売業	2.0	1.0	7.0
小売業	▲ 14.0	▲ 13.0	▲ 9.0
飲食・宿泊業	▲ 43.0	▲ 67.0	▲ 31.0
情報通信業	14.0	18.0	19.0
建設業	12.0	11.0	10.0
運輸業	▲ 13.0	▲ 17.0	▲ 10.0

【新】■県産農産物購入への支援：3.3億円

- **食費高騰の影響を受ける県民を支援**するとともに、肥料・燃料等の高騰で経営が圧迫されている**生産者を支援**するため、県産農産物の購入支援・販売促進を実施

県内直売所における消費キャンペーンの実施

- ・金券内容 1回2,500円の購入につき、500円の金券発行
- ・キャンペーン期間 R4.11月～R5.1月(予定)
- ・対象店舗 プラットフォーム参画の直売所
- ・対象経費 金券プレミアム分、直売所の販売促進・PR経費補助等



県内量販店・卸売市場と連携したフェアの開催

- ・実施期間 R4.11月～R5.2月のうちの3日間程度
- ・対象店舗 100店舗(5量販店×20店舗)
- ・内容 県内量販店に県産農産物コーナーを設置、県産品へのポイント上乘せ付与等

【新】■ 社会福祉施設等における光熱費等高騰対策：9.7億円

- **光熱費・食費等の高騰による利用者負担の増加を抑制**するとともに、報酬単価等が据え置かれている社会福祉施設等が**継続的・安定的にサービスを提供**できるよう、一時支援金を支給

① 対象施設**・ 高齢者施設：4.5億円**

〔特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等(約3,500施設)〕

・ 障害者施設：2.0億円

〔障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等(約2,200施設)〕

・ 保育施設等：3.0億円

〔私立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ、私立幼稚園 等(約1,000施設)〕

・ その他の施設：0.2億円

〔児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設 等(約200施設)〕

※いずれも、県所管分を対象

② 支給単価 施設区分(入所・通所・訪問)、定員等に応じて段階的に設定

※定員10～19人の特養 15万円、定員30～39人の保育所 12.6万円 等

【新】 ■ 「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」の実施：600万円

- **ふるさとひょうご寄附金等を活用**し、実家のような頼れる居場所に出会い、安心して出産・子育てができ、自立や夢が実現できるよう応援プロジェクトを展開

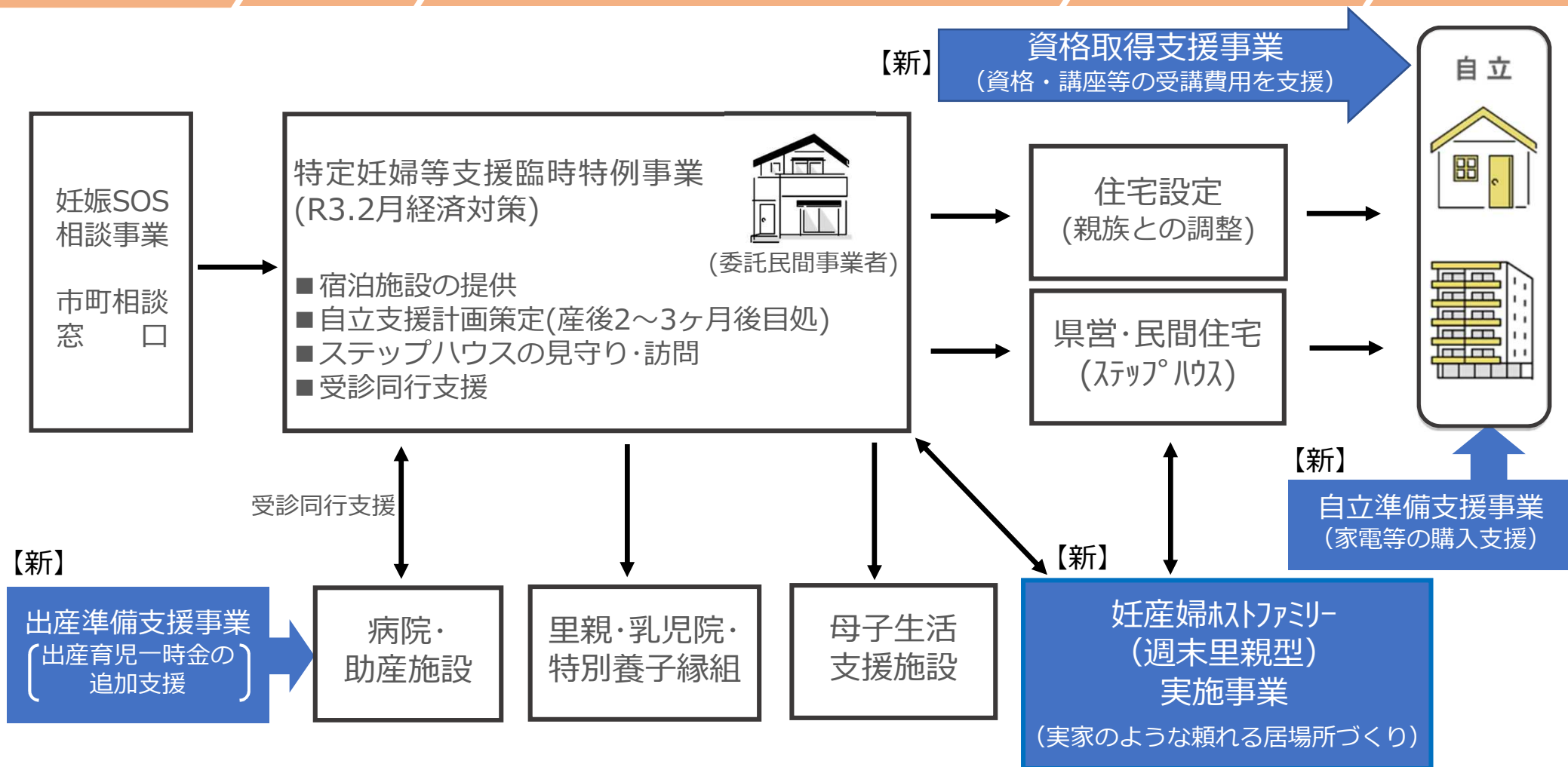
妊娠中
(産前2カ月)

出産

産後0～6カ月

産後7～12カ月

産後
13カ月～



国制度による各支援金等の申請期間が延長されたことを踏まえ、**生活困窮者等への切れ目のない支援**を実施

支援金等の名称	概要	拡充内容
緊急生活福祉資金 (貸付)	<p>一時的な資金が必要な方への緊急貸付</p> <p>①緊急小口資金 最大20万円(償還2年、据置1年)</p> <p>②総合支援資金 最大20万円/月(償還10年、据置1年) ※最大3カ月</p>	<p>①②について、申請期間を 令和4年9月末まで延長 ※現行 令和4年8月末まで</p>
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	<p>緊急生活福祉資金の貸付が終了し、一定の所得要件等を満たす世帯に対し、自立支援金を支給</p> <p>○単身世帯 6万円/月、2人世帯 8万円/月 等 ※最大6カ月</p>	<p>申請期間を 令和4年12月末まで延長 ※現行 令和4年8月末まで</p>
住居確保給付金	<p>一定の所得要件等を満たし、休業等による収入減少により、住居を失うおそれがある方に家賃相当の給付金を支給</p> <p>○単身世帯 3万9,000円 等 ※最大12カ月+再支給3ヶ月</p>	<p>コロナ特例再支給分の 申請期間を 令和4年12月末まで延長 ※現行 令和4年8月末まで</p>

【新】■陽性者登録支援センター(仮称)の設置：1.3億円

- 発生届の届出対象の限定を見据え、**発生届対象外となる患者に対するフォローアップ体制を構築**するため、既存の自宅療養者等相談支援センターに加え、陽性者登録支援センター(仮称)を設置
 - ・ **業務内容** 感染者総数の把握〔医療機関からの年代別総数報告を整理〕
低リスク者(届出対象外の希望者)の登録〔個人情報登録、陽性者確認 等〕
低リスク者の療養証明の発行

■抗原検査キットの配布と自主療養制度の実施：5.6億円

○キットの配布

- ・ 県からの配送及び市町※による配布(庁舎での受取等)

※独自制度を運用中の神戸市を除く

○自主療養登録センターの設置

- ・ **業務内容** 自己検査で陽性となった方の登録、自主療養証明書の発行 等
- ・ **登録対象者** 2～59歳 かつ 基礎疾患等がない かつ 軽症・無症状の方

■高齢者施設等の従事者に対する検査の実施：7.2億円

- 高齢者施設等の従事者に対する検査について、対象施設を拡充するとともに実施期間を延長
 - ・ **対 象** 高齢者及び障害者施設等の従事者(入所系・通所系・**訪問系(今回追加)**)
 - ・ **検査方法** 抗原定性検査(検査キットを施設等に配布)

■新型コロナウイルス感染症の後遺症専用相談窓口の設置：2,700万円

- オミクロン株の増加等により後遺症に悩む罹患者の増加に対応するため、

看護師による専用相談窓口を設置

- ・ 名称 ひょうご新型コロナ後遺症相談ダイヤル
- ・ 対応時間 9:00～20:00

【新】■外国人観光客向け安心情報のワンストップ提供：500万円

- 外国人観光客(FIT※)の再開を見据え、体調不良時に**多言語で診療可能な医療機関等の各種情報をワンストップで提供**する多言語ポータルサイトを開設(令和5年1月頃を予定)

※FIT：「Foreign Independent Tour」の略、個人の外国人旅行者

県公式インバウンド向け観光HP [Another Hyogo]
(対応言語：英語、中国語(繁体・簡体)、韓国語、フランス語、日本語)

「安心情報ポータルサイト」を新たに開設 (各情報を多言語・ワンストップで提供)

- | | |
|--|---|
| <p>①各種情報のアクセス先の相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ■外国人旅行者向けコールセンター(JNTO(日本政府観光局)) <p>②安心な旅行ルール情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新しい旅のエチケット ■医療機関利用ガイド(多言語版)、海外旅行保険加入案内等 | <p>③発熱等体調不良時の情報ツール</p> <ul style="list-style-type: none"> ■多言語対応可能な県内医療機関の情報とマップ表示 ※位置情報と連携し、ルート・時間を表示 ■多言語によるコロナ電話相談窓口(厚労省) |
|--|---|

**宿泊施設等で周知
(QRコード掲示)**

ホテル、旅館、観光協会、観光案内所、
空港、主要駅、バス、旅客船等

■入院医療体制等の強化：420億円

- 更なる病床確保のための、空床補償予算を増額：295億円
- 自宅療養者・待機者へのフォローアップ体制を確保：39億円

■保健所等の体制強化：8.4億円

- 相談センター補助員、疫学調査・感染事務補助員の配置
- 民間人材や保健師バンク等を活用した応援チームの派遣
- 感染拡大時の職員派遣及び保健所業務支援室の増員

(参考：ワクチン接種の推進)

- ワクチン接種を更に促進するため、県独自の**大規模接種会場の設置を延長**
 - ・ **設置場所** 姫路市内（旧姫路市東姫路駅前集団接種会場）**※県・姫路市共同設置**
西宮市内（旧西宮市西宮北口アクタ会場）
※いずれも10月から
 - ・ **対象者** (1) 2回目接種から5ヶ月以上経過する18歳以上の方
(2) 3回目接種から5ヶ月以上経過した、①60歳以上の方、②18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、
③医療従事者等 など

※オミクロン株対応ワクチンについて、県の接種会場では、入手でき次第、高齢者等に対して接種を実施予定

■ 農林水産事業者への支援：8.8億円

- 燃油価格高騰等によるコスト増加を緩和するため、業種に応じて必要な支援を実施

対象業種	支援内容・対象経費等	予算額
農業 (施設園芸)	【新】 ・施設園芸燃料(LPGガス)価格高騰に対する生産者の支援 ※ 別途、「省エネ化・新事業展開の支援(P14参照)」等を実施 (1.5億円)	1,500万円
畜産業	【新】 ・粗飼料価格高騰に対する酪農家の支援 ・配合飼料価格高騰に対する畜産業者の支援を増額	5.2億円 (7.9億円)
漁業	・石油系漁業資材(漁網、ロープ等)価格高騰に対する漁業者の支援を増額	1,000万円 (7,500万円)
全般 (生産者支援)	【新】 ・県内直売所における消費拡大キャンペーンの実施【再掲】 【新】 ・県内量販店と連携した県産農産物フェアの実施【再掲】	3.3億円

※下段()書きは6月補正計上額(外書き)

【新】 ■ ひょうごで食べようキャンペーン(県版GoToEat)の実施：9.0億円【再掲】

■ 原油価格・物価高騰対策一時支援金：55億円

- 6月補正事業(予算額96億円)の申請状況を踏まえて必要額を追加計上(対象者・支援内容は同一)

○ 燃油価格高騰等に対し、国の施策を含め業種ごとに幅広く支援を展開

県支援
赤字は9月補正事業

国支援

業種	原油・肥料・飼料価格高騰対策	その他緊急支援
農業 (施設園芸)	<p>県：(新)施設園芸燃料(LPガス)の価格高騰に対する一時支援金 (新)生産コスト低減機器等の導入支援</p> <p>国：施設園芸セーフティネット(燃料費高騰に対する補填) 肥料価格高騰対策(肥料価格上昇分の一部を支援)</p>	<p>県：(新)県産農産物の購入支援 省エネ機器等の導入支援</p> <p>国：産地生産基盤パワーアップ事業 (農業機械・集荷施設等整備支援)</p>
畜産業	<p>県：(新)粗飼料の価格高騰に対する一時支援金 配合飼料の価格高騰に対する一時支援金</p> <p>国：配合飼料価格安定制度 (価格高騰に対する補填)</p>	<p>県：自給飼料増産機器等の導入支援</p> <p>国：畜産クラスター事業 (高付加価値化機器の導入支援)</p>
林業	<p>県：県産木材価格高騰対策事業 (住宅用木材価格高騰に対する支援)</p>	<p>国：国産材転換支援緊急対策事業 (外材からの転換支援)</p>
漁業	<p>国：漁業経営セーフティネット (燃油価格高騰に対する補填)</p>	<p>県：石油系資材の価格高騰に対する一時支援金</p> <p>国：水産業競争力強化緊急事業(機器導入支援)</p>

【新】 ■ 農業生産コストの低減支援：1.5億円

- **肥料価格高騰の影響を受ける農業者**に対し、生産コスト低減機器等の導入を支援
 - ・ **補助対象者** 国の肥料価格高騰対策に取り組む農業者等 等
 - ・ **対象経費** 側条施肥田植機(肥料利用率向上)、収量センサー付きコンバイン 等
 - ・ **補助率** 1 / 2

■ 自給飼料の増産支援：3,000万円

- 穀物の国際価格高騰等の影響を受ける畜産農家に対し、自給飼料の増産に資する機器等の導入を支援
 - ・ **補助内容** グラスシーダー(飼料用作物の種まき機)、ロールベアラー(飼料収穫・梱包機械) 等
 - ・ **補助率** 1 / 2

【新】 ■ 公共交通等事業者に対する省エネ化の支援：8.2億円

- 燃油価格高騰の影響を受ける公共交通等事業者に対し、**省エネ性能に優れたエコタイヤ**の購入費用を支援
 - ・ **補助単価**

路線バス事業者	22,500円/本	〔上限	13万5千円/台〕
タクシー事業者	4,000円/本	〔上限	1万6千円/台〕
トラック事業者	5,000円/本	〔	上限 20台未満：3万円/台
			20台以上：60万円/事業者

(参考資料) 兵庫県 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額
I 県民生活の安定化に向けた支援		5,219,000
(1) 県民生活・生産者等への応援		1,221,000
新① ひょうごで食べようキャンペーン(県版GoToEat)	<p>物価高騰に直面する県民生活を支援するとともに、原材料調達コスト上昇の影響を受ける飲食店を支援するため、プレミアム付き食事券発行によるキャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発行総額 35億円(プレミアム率 25%) ○食事券単価 一冊12,500円を10,000円で販売(28万冊) ○キャンペーン期間 R4.12月～R5.1月(約2ヶ月間)〔予定〕 ○対象店舗 県コロナ対策適正店のうちキャンペーン登録店舗 ○対象経費 商品券プレミアム分、イベント実施費、商品券・参加店マップの作成費等 	896,000
新② 県産農産物購入への支援		325,000
(a) 県内直売所における消費拡大	<p>食費高騰の影響を受ける県民を支援するとともに、肥料・燃料等の高騰で経営が圧迫されている生産者を支援するため、県産農産物の購入支援・販売促進を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金券内容 1回2,500円の購入につき、500円の金券発行 ○キャンペーン期間 R4.11月～R5.1月(約3ヶ月間)〔予定〕 ○対象店舗 プラットフォーム(次項)参画の直売所 ○対象経費 金券プレミアム分、直売所の販売促進・PR経費補助等 	291,000
(b) 直売所プラットフォームの構築	兵庫の美味しいものまとめサイト「御食国(みけつくに)ひょうご」に、各直売所のSNSと連携したコンテンツを追加し、情報発信を強化	2,000
(c) 県内量販店における消費拡大	<p>県内量販店・卸売市場と連携した県産農産物フェアを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施期間 R4.11月～R5.2月のうちの連続する3日間程度 ○対象店舗 100店舗程度(5量販店×20店舗) ○内容 県内量販店に県産農産物コーナーを設置 県産品へのポイント上乘せ付与等 ○実施手法 量販店への定額補助(300千円※) ※PR資材費、広告・宣伝費 150千円 ポイント上乘せ分 150千円 	32,000
(2) 物価高騰影響の緩和		2,316,000
新① 社会福祉施設等における光熱費等高騰対策	<p>光熱費・食費等の高騰による利用者負担の増加を抑制するとともに、報酬単価等が据え置かれている社会福祉施設等が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、一時支援金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支給単価 施設区分(入所・通所・訪問)及び定員等に応じて段階的に設定 (入所:50千円～2,650千円、通所:18千円～2,286千円、訪問:25千円) <p>※いずれも県所管分を対象</p>	970,000
(a) 高齢者施設	対象施設: 特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所等〔約3,500施設〕	455,000
(b) 障害者施設	対象施設: 障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所等〔約2,200施設〕	198,000
(c) 保育施設等	対象施設: 私立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ、私立幼稚園等〔約1,000施設〕	301,000
(d) その他の施設	対象施設: 児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設等〔約200施設〕	16,000
② 県立施設等の光熱水費高騰への対応	電気・ガス料金の高騰に伴い、県立施設等における冷暖房費等の施設維持費が既定予算を大きく上回ることから、増嵩分を措置	1,346,000 (一部、特定)

(参考資料) 兵庫県 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額												
(3) 県民生活の安定化		1,682,000												
新② 「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」の実施	ふるさとひょうご寄附金等を活用し、課題を抱える妊産婦に対して、実家のような頼れる居場所に会い、安心して出産・子育てができ、自立や夢が実現できる応援プロジェクトを展開 ○支援対象者 特定妊産婦支援臨時特例事業の宿泊施設・ステップハウス及び母子生活支援施設の入所者 ○寄附目標額 6,000千円/年	6,000 (基金繰入金)												
(a) 出産から自立までの支援	出産から自立までに必要となる経費を支援 ○補助内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産準備支援</td> <td>出産費用のうち自己負担分(出産育児一時金(42万円)超過分)</td> <td>100千円/人</td> </tr> <tr> <td>資格取得支援</td> <td>高卒認定講座受講費用や各種資格取得経費の自己負担分</td> <td>高卒認定講座 100千円/人 資格取得 80千円/人</td> </tr> <tr> <td>自立準備支援</td> <td>自立時に必要となる生活必需品(家電等)の購入費</td> <td>50千円/人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	補助上限	出産準備支援	出産費用のうち自己負担分(出産育児一時金(42万円)超過分)	100千円/人	資格取得支援	高卒認定講座受講費用や各種資格取得経費の自己負担分	高卒認定講座 100千円/人 資格取得 80千円/人	自立準備支援	自立時に必要となる生活必需品(家電等)の購入費	50千円/人	4,000
区分	内容	補助上限												
出産準備支援	出産費用のうち自己負担分(出産育児一時金(42万円)超過分)	100千円/人												
資格取得支援	高卒認定講座受講費用や各種資格取得経費の自己負担分	高卒認定講座 100千円/人 資格取得 80千円/人												
自立準備支援	自立時に必要となる生活必需品(家電等)の購入費	50千円/人												
(b) 居場所確保への支援	新たな居場所となるホストファミリー(週末里親型)に対し、受入に際して必要となる経費を支援 ○支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ホストファミリー養成研修 ・受入準備等に要する経費の支給(おむつ・玩具等の購入費等) ・ホストファミリーへの謝金 等 ○実施手法 民間事業者に委託	2,000												
③ ふるさとひょうご寄附基金への積立	「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」に対する寄附金を積立	6,000 (寄附金収入)												
④ 緊急生活福祉資金貸付原資の助成	一時的な資金が必要な方への緊急貸付等を実施するための貸付原資を助成(申請期間の延長) ○貸付上限額 緊急小口資金 最大20万円(償還2年、据置1年) 総合支援資金 最大20万円/月(最大3カ月) (償還10年、据置1年) ○申請期間 [現行]~R4.8月末 → [今回]~R4.9月末	1,670,000 (全額国庫)												
⑤ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給 ※福祉事務所設置市以外の町分を県が実施	生活福祉資金(総合支援資金)の貸付が終了する世帯に対し、生活困窮者自立支援金を支給(申請期間の延長) ○支給金額 単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円 ○申請期間 [現行]~R4.8月末 → [今回]~R4.12月末 ○支給期間 最大6カ月(初回3カ月、再支給3カ月)(※) ※R4.12月までに初回3カ月分の支給が終了する場合のみ再支給可能	— (既定予算対応)												
⑥ 住居確保給付金の支給 ※福祉事務所設置市以外の町分を県が実施	休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者へ家賃相当の住居確保給付金を支給(コロナ特例再支給の申請期間延長) ○支給対象 離職、廃業から2年以内の者 等 ○申請期間 [現行]~R4.8月末 → [今回]~R4.12月末 ○支給期間 原則3カ月、最長12カ月(R3.3月末までの申請者に限る) +3カ月再支給(R4.12月末までの申請者に限る)	— (既定予算対応)												
II 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進		52,538,000												
(1) 感染者急増への対応		1,484,000												
新① 陽性者登録支援センター(仮称)の設置	発生届の届出対象の限定を見据え、発生届対象外となる患者に対するフォローアップ体制を構築するため、既存の自宅療養者等相談支援センターに加え、陽性者登録支援センター(仮称)を設置 ○業務内容 感染者総数の把握 [医療機関からの年代別総数報告を整理] 低リスク者(届出対象外の希望者)の登録 [個人情報登録、陽性者確認(審査)等] 低リスク者の療養証明の発行	129,000												

(参考資料) 兵庫県 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額
② 抗原検査キットの配布と自主療養制度の実施	重症化リスクが低い有症状者に対して抗原検査キットを送付し、自己検査で陽性となった方を登録する自主療養登録センターを設置 ○キットの配布 ・県からの配送及び市町※による配布(庁舎での受取等) ※独自制度を運用中の神戸市を除く ○自主療養登録センターの設置 ・業務内容 自主療養者の登録、自主療養証明書の発行 等 ・登録対象者 2~59歳 かつ 基礎疾患等がない かつ 軽症・無症状の方	559,000
③ 高齢者施設等の従事者に対する検査の実施	高齢者施設等の従事者に対する検査について、対象施設を拡充するとともに実施期間を延長 ○対 象 高齢者及び障害者の施設・事業所の従事者 (入所系・通所系・訪問系〔今回追加〕) ○検査方法 抗原定性検査(検査キットを施設等に配布)	720,000
④ 回復者の退院受入に関する相談支援窓口の設置	入院対応医療機関で回復した高齢者を、介護老人保健施設において受け入れる場合、退院と施設での受入を円滑に行うための支援窓口を設置 ○設置場所 県 高齢政策課、(一社)兵庫県介護老人保健施設協会 ○開設時間 9:30~17:00(土日祝・年末年始除く)	1,000
⑤ 夜間保健所支援センターの設置	夜間に保健所が行っている入院・搬送調整業務等を集約した夜間保健所支援センターを設置 ○対応時間 18:00~9:00 ○業務内容 夜間の消防や医療機関からの依頼に基づく入院調整患者搬送のための民間救急車等の手配 等	75,000
(2) 相談体制等の強化		32,000
① 新型コロナウイルス感染症の後遺症専用相談窓口の設置	オミクロン株の増加等により後遺症に悩む罹患者の増加に対応するため、看護師による専用相談窓口を設置 ○名 称 ひょうご新型コロナ後遺症相談ダイヤル ○対応時間 9時~20時	27,000
新 ② 外国人観光客向け安心情報のワンストップ提供	外国人観光客(FIT※)の再開を見据え、体調不良時に多言語で診療可能な医療機関や各種相談窓口等の情報をワンストップで提供する多言語ポータルサイトを新たに開設(令和5年1月頃予定) ※FIT:「Foreign Independent Tour」の略、個人の外国人旅行者 ○掲載内容 ・各種情報アクセス先の相談窓口(外国人旅行者向けコールセンター) ・安心な旅行ルール等の情報(医療機関利用ガイド 等) ・多言語対応可能な県内医療機関の情報とマップ表示 等 ○周知方法 ホテル・旅館等でQRコードを提示	5,000
(3) 今後の感染拡大に備えた医療提供・検査体制の充実		47,759,000
① 入院医療体制の強化		30,697,000
(a) 重点医療機関等の入院病床の確保	感染者拡大に伴い確保病床を増加したため、空床確保予算を増額(医療提供体制確保計画:1,400床以上→確保数:1,712床) ○重点医療機関 ICU病床:301,000円/床、HCU病床:211,000円/床 等	29,438,000
(b) 入院医療機関への支援	入院患者受入医療機関に対する運営支援経費の増 ○補助金額 ・入院患者1人あたり12,000円/日	1,254,000
(c) CCC-hyogoの体制強化	患者の入院調整等を行うCCC-hyogoについて、設置期間を延長	5,000
② 無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応		11,305,000
(a) 宿泊療養施設の確保	軽症・無症状者が入所する宿泊療養施設の設置期間を延長	2,180,000

(参考資料) 兵庫県 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額
(b) 宿泊療養施設の健康管理体制の整備	宿泊療養施設において、医師・看護師等による健康管理情報の整理や症状悪化時の入院調整等、24時間の健康管理体制に要する経費の増	1,210,000
(c) 自宅療養者・待機者に対するフォローアップ体制の整備	県看護協会による自宅療養者等に対する健康観察、希望者に対する食料品等の配布、市町が実施するきめ細やかな支援等に要する経費の増	3,981,000
(d) 自宅療養者等相談支援センターの設置	急増する自宅療養者・濃厚接触者からの健康相談等への対応を実施する24時間対応のセンターについて、設置期間を延長	638,000
(e) 自宅待機等を行う患者に対する公費負担	自宅療養者及び入院調整中の自宅待機者が往診等受診した場合における医療費の自己負担分に対する公費負担の増	2,959,000
(f) 入院対応医療機関等への搬送	民間救急事業者を活用し、症状悪化した患者を医療機関に搬送する経費の増	59,000
(g) 新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口の設置	回復者の入院対応医療機関から一般医療機関への転院受入を支援する窓口について、設置期間を延長 (県病院協会・民間病院協会内)	2,000
(h) 転院医療機関等への支援	入院対応医療機関から一般医療機関への転院受入や、退院にあたって社会福祉施設への入所が必要な場合の受入支援経費の増 ○補助金額 転院及び退院患者の受入れ1人あたり10万円	39,000
(i) 自宅等療養者・待機者に対する往診への支援	自宅療養者等が緊急的に医療対応が必要となった場合に、保健所が必要と認める往診を実施した医療機関等に対する協力金の増	237,000
③検査機能の充実	医療機関等に委託して実施するPCR検査等の自己負担分に対する公費負担の増	2,733,000
④相談体制の強化	新型コロナ健康相談コールセンターについて、設置期間を延長	475,000
⑤保健所等の体制強化	感染拡大に対する初動体制を強化し、機動的に増員できるよう応援体制を継続 ○応援体制 ・相談センター補助員の配置 ・疫学調査・感染事務補助員の配置 ・民間人材や保健師バンク等を活用した応援チームの派遣 ・保健所業務支援室の増員	843,000
⑥入院医療費等公費負担	新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費に係る自己負担分に対する公費負担の増	1,312,000
⑦地域医療体制の維持	救急・周産期・小児医療機関における院内感染防止対策経費の増	387,000
⑧ワクチン接種体制等の整備		7,000
(a) 新型コロナウイルスワクチン接種体制の推進	ワクチン接種の専門的相談に対応するための相談窓口設置や、市町、医療機関等と調整するための人員体制確保など、接種を一層促進するため、各体制整備の期間を延長	7,000
(b) 大規模接種体制の整備	ワクチン接種を促進するため、県独自の大規模接種会場の設置期間を延長 ○接種会場 西宮市、姫路市 ※オミクロン株対応ワクチンについて、県の接種会場では、入手でき次第、高齢者等に対して接種を実施予定	— (既定予算対応)
(4) 事業者の感染防止対策の強化		3,263,000
① 感染等発生福祉施設の感染拡大防止・事業継続等の支援	感染拡大防止対策を継続しつつサービスを提供するために生じたかかりまし経費への支援を増額 ○対象施設 介護施設・介護サービス事業所(入所・通所・訪問) ○対象経費 施設の消毒・洗浄経費、衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)、職員の超過勤務手当 等 ○補助基準額 サービス区分に応じて設定(特養 定員1人あたり38,000円 等)	2,752,000 (基金繰入金)

(参考資料) 兵庫県 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額
② 高齢者施設等における感染者発生時の支援	感染者が発生した高齢者施設等において、病床ひっ迫等によりやむを得ず陽性者が施設内療養する場合の健康管理に要する経費を増額 ○対象施設 入所系施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等) ○対象経費 医師・看護師等の超過勤務手当、酸素ボンベ等の医療資材費 等 ○補助単価 150千円/人(定額)	511,000
Ⅲ 円安・原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援		7,147,000
(1) 企業等の事業継続支援		6,131,000
① 原油価格・物価高騰対策一時支援金の支給	申請状況を踏まえ、6月補正で措置した原油価格等の高騰を受け経営が圧迫されている中小法人・個人事業主等を支援するための一時支援金を追加措置	5,485,000
新② 施設園芸燃料(LPGガス)価格高騰に対する生産者の支援	原油価格高騰に伴うLPガス価格高騰の影響を受ける施設園芸生産者に対し、一時支援金を支給 ○支給額 高騰額の1/2相当	15,000
新③ 粗飼料価格高騰に対する酪農家の支援	輸入価格高騰に伴う粗飼料価格高騰の影響を受ける県内酪農家に対し、一時支援金を支給 ○事業主体 県内酪農農業協同組合等 ○支給額 高騰額の1/2相当	198,000
④ 配合飼料価格高騰に対する畜産業者の支援	穀物の国際価格高騰や輸送コスト上昇等に伴う配合飼料価格高騰の影響を受ける県内畜産業者に対し、一時支援金を追加措置 ○事業主体 県配合飼料価格安定基金協会 等 ○支給額 高騰額の1/2相当	318,000
⑤ 石油系漁業資材価格高騰に対する漁業者の支援	原油価格高騰に伴う石油系漁業資材(漁網、ロープ等)価格高騰の影響を受ける漁業者に対し、一時支援金を追加措置 ○事業主体 県漁業協同組合連合会 ○補助対象 漁業経営セーフティネット加入者 ○支給額 高騰額の1/2相当	10,000
⑥ 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行への支援	コロナ禍や燃油価格高騰の中、便数等を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を支援 ○補助対象 路線バス事業者、地域鉄道事業者、生活航路事業者 ○負担割合 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2 ○補助期間 1ヶ月間 ※別途、国支援分・県6月補正各1ヶ月間とあわせて3ヶ月間	105,000
(2) 省エネ化・新事業展開への支援		1,016,000
新① 農業生産コストの低減支援	肥料価格高騰の影響を受ける農業者に対し、生産コスト低減機器等の導入を支援 ○補助対象 国の肥料価格高騰対策に取り組む農業者等 ○補助内容 側条施肥田植機(肥料利用率向上)、収量センサー付きコンバイン、ドローン(無人農業散布) 等 ○補助率 1/2	150,000
② 施設園芸省エネ機器等の導入支援	燃油価格高騰の影響を受ける施設園芸生産者に対し、省エネ機器等の導入を支援 ○補助対象 JA、市町、農業者組織等 ○補助内容 ヒートポンプ、二重カーテン等の整備経費 ○補助率 1/2	15,000
③ 自給飼料の増産支援	穀物の国際価格高騰等の影響を受ける畜産農家に対し、自給飼料の増産に資する機器等の導入を支援 ○補助内容 グラスシーダー(飼料用作物の種まき機)、ロールバレー(飼料収穫・梱包機械) 等 ○補助率 1/2	30,000

(参考資料) 兵庫県 令和4年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
新④ 公共交通等事業者に対する省エネ化の支援	燃油価格高騰の影響を受ける公共交通等事業者に対し、省エネ性能に優れたエコタイヤの購入費用を支援 ○補助単価 ・路線バス事業者 22,500円/本 [上限 135,000円/台] ・タクシー事業者 4,000円/本 [上限 16,000円/台] ・トラック事業者 5,000円/本 [上限 20台未満：3万円/台 20台以上：60万円/事業者]	821,000
合 計		64,904,000
一 般 会 計		64,883,000
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計		21,000

※今回新たに実施する事業は「新」と表記

令和 4 年 9 月（定例）

第 359 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 1）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和4年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括	5
2. 一 般 会 計（第76号議案）	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3. 特 別 会 計（第77号議案）	9
4. 部局別予算提案額の内訳	
ア 総 務	13
イ 財 務	14
ウ 県 民 生 活	15
エ 危 機 管 理	16
オ 福 祉	17
カ 保 健 医 療	19
キ 産 業 労 働	20
ク 農 林 水 産	21
ケ 環 境	23
コ 土 木	24
サ ま ち づ くり	25
シ 教 育 委 員 会	26
ス 警 察	27

令和4年度補正予算提案額概計

1 総括

(単位：千円、%)

区分		既定予算額	今回提案額	合計	前年同期対比
一般会計	歳入	2,397,557,000	64,883,000	2,462,440,000	77.3
	歳出	2,397,557,000	64,883,000	2,462,440,000	77.3
	差引	0	0	0	—
特別会計	歳入	1,594,397,942	21,000	1,594,418,942	99.4
	歳出	1,594,397,942	21,000	1,594,418,942	99.4
	差引	0	0	0	—
計	歳入	3,991,954,942	64,904,000	4,056,858,942	84.7
	歳出	3,991,954,942	64,904,000	4,056,858,942	84.7
	差引	0	0	0	—
公営企業会計	歳入	254,529,107	0	254,529,107	96.0
	歳出	270,509,109	0	270,509,109	97.7
	差引	△ 15,980,002	0	△ 15,980,002	—
合計	歳入	4,246,484,049	64,904,000	4,311,388,049	85.3
	歳出	4,262,464,051	64,904,000	4,327,368,051	85.4
	差引	△ 15,980,002	0	△ 15,980,002	—

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	63,390,009	319,000	162,000	10,000	0	147,000	63,709,009	91.3
企 画	9,331,640	0	0	0	0	0	9,331,640	70.6
財 務	465,922,774	6,000	0	6,000	0	0	465,928,774	94.2
県 民 生 活	5,877,641	46,000	37,000	0	0	9,000	5,923,641	96.7
危 機 管 理	9,490,419	2,203,000	2,186,200	0	0	16,800	11,693,419	111.9
福 祉	362,250,600	6,547,000	3,779,800	2,758,000	0	9,200	368,797,600	97.2
保 健 医 療	128,203,227	46,389,000	44,518,000	0	0	1,871,000	174,592,227	109.9
産 業 労 働	662,370,453	6,431,000	6,396,500	0	0	34,500	668,801,453	50.5
農 林 水 産	82,861,769	1,101,000	1,068,100	0	0	32,900	83,962,769	93.1
環 境	4,742,298	1,000	1,000	0	0	0	4,743,298	49.8
土 木	125,929,095	947,000	926,600	0	0	20,400	126,876,095	87.4
まちづくり	15,461,601	32,000	32,000	0	0	0	15,493,601	93.9
教育委員会	321,085,176	535,000	12,800	0	0	522,200	321,620,176	98.8
警 察	136,631,067	326,000	0	0	0	326,000	136,957,067	98.4
行政委員会等	4,009,231	0	0	0	0	0	4,009,231	104.6
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,397,557,000	64,883,000	59,120,000	2,774,000	0	2,989,000	2,462,440,000	77.3

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一般行政経費	1,872,420,098	64,883,000	59,120,000	2,774,000	0	2,989,000	1,937,303,098	74.8
(1) 人件費	452,062,402	0	0	0	0	0	452,062,402	98.3
職員給等	417,689,402	0	0	0	0	0	417,689,402	99.0
退職手当	34,373,000	0	0	0	0	0	34,373,000	90.5
(2) 物件費	12,108,395	2,197,900	1,008,000	10,200	0	1,179,700	14,306,295	94.8
(3) その他	1,408,249,301	62,685,100	58,112,000	2,763,800	0	1,809,300	1,470,934,401	69.6
II 投資的経費	181,070,533	0	0	0	0	0	181,070,533	87.9
(1) 普通建設事業費	170,835,759	0	0	0	0	0	170,835,759	87.3
(1) (イ) 補助事業	89,999,000	0	0	0	0	0	89,999,000	86.7
(ロ) 単独事業	70,335,759	0	0	0	0	0	70,335,759	87.4
(ハ) 国直轄負担金	10,501,000	0	0	0	0	0	10,501,000	90.9
(2) 災害復旧事業費	10,234,774	0	0	0	0	0	10,234,774	101.4
(イ) 補助事業	10,234,774	0	0	0	0	0	10,234,774	101.4
(ロ) 単独事業	0	0	0	0	0	0	0	—
(ハ) 国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公債費	268,495,784	0	0	0	0	0	268,495,784	85.7
IV 繰出金	75,570,585	0	0	0	0	0	75,570,585	97.3
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,397,557,000	64,883,000	59,120,000	2,774,000	0	2,989,000	2,462,440,000	77.3

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対 比
県 税	778,800,000	0	778,800,000	110.5
(1) 普 通 税	778,765,000	0	778,765,000	110.5
(2) 目 的 税	35,000	0	35,000	102.9
地 方 譲 与 税	99,378,000	0	99,378,000	154.3
(1) 特別法人事業譲与税	94,700,000	0	94,700,000	158.1
(2) 地方揮発油譲与税	3,494,000	0	3,494,000	99.9
(3) 石油ガス譲与税	110,000	0	110,000	105.8
(4) 自動車重量譲与税	644,000	0	644,000	161.4
(4) 森林環境譲与税	188,000	0	188,000	100.0
(6) 航空機燃料譲与税	242,000	0	242,000	75.9
地 方 特 例 交 付 金	3,266,000	0	3,266,000	96.3
地 方 交 付 税	341,001,500	2,989,000	343,990,500	105.4
(1) 普 通 交 付 税	336,600,000	0	336,600,000	104.8
(2) 特 別 交 付 税	4,401,500	2,989,000	7,390,500	139.5
臨 時 財 政 対 策 債	45,600,000	0	45,600,000	29.6
調 整 債	8,080,000	0	8,080,000	163.7
交通安全対策特別交付金	1,469,000	0	1,469,000	100.8
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一般財源)	1,277,595,500	2,989,000	1,280,584,500	101.6
分 担 金 及 び 負 担 金	4,596,397	0	4,596,397	80.5
使 用 料 及 び 手 数 料	20,720,003	0	20,720,003	98.3
国 庫 支 出 金	269,293,161	59,120,000	328,413,161	49.4
財 産 収 入	2,235,208	0	2,235,208	96.5
寄 附 金	244,045	6,000	250,045	79.7
繰 入 金	44,301,977	2,758,000	47,059,977	53.5
諸 収 入	680,767,309	10,000	680,777,309	67.0
県 債	97,803,400	0	97,803,400	76.3
合 計	2,397,557,000	64,883,000	2,462,440,000	77.3

3 特 別 会 計

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳					計	前年 対 同 期 比
			国庫支出金	一 般 会 計 等 か ら 繰 入	特 定 財 源	起 債	繰 越 金		
県有環境林等	7,286,185	0	0	0	0	0	0	7,286,185	101.8
港湾整備事業	5,457,537	0	0	0	0	0	0	5,457,537	115.1
公共事業用地 先行取得事業	3,021,457	0	0	0	0	0	0	3,021,457	99.6
県営住宅事業	31,013,959	0	0	0	0	0	0	31,013,959	105.1
勤労者総合福祉 施設整備事業	2,101,499	21,000	21,000	0	0	0	0	2,122,499	66.2
庁用自動車管理	186,989	0	0	0	0	0	0	186,989	98.6
公 債 費	547,793,165	0	0	0	0	0	0	547,793,165	88.4
自治振興助成事業	1,345,830	0	0	0	0	0	0	1,345,830	99.0
母子父子寡婦 福祉資金	319,556	0	0	0	0	0	0	319,556	100.3
小規模企業者等 振興資金	2,925,366	0	0	0	0	0	0	2,925,366	89.8
農林水産資金	1,477,135	0	0	0	0	0	0	1,477,135	130.7
基 金 管 理	5,903,191	0	0	0	0	0	0	5,903,191	66.9
地方消費税清算	493,720,000	0	0	0	0	0	0	493,720,000	114.8
国民健康保険事業	491,846,073	0	0	0	0	0	0	491,846,073	100.0
合 計	1,594,397,942	21,000	21,000	0	0	0	0	1,594,418,942	99.4

4 部局別予算提案額の内訳

(総務部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
職員福利厚生施設 維持管理費	96,780	3,000	0	0	0	3,000	県有施設等燃料高騰対策費 3,000
本庁舎等 維持修繕費	494,412	77,000	0	8,000	0	69,000	県有施設等燃料高騰対策費 77,000
地方機関 総合庁舎等 維持管理費	454,449	77,000	0	2,000	0	75,000	県有施設等燃料高騰対策費 77,000
兵庫県 公立大学法人 運営費交付金	9,175,566	60,000	60,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 60,000
私立学校助成費	33,595,210	102,000	102,000	0	0	0	私立幼稚園原油価格・物価高騰対策一時支援金 102,000

(財 務 部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
ふ る さ と ひ よ う ご 寄 附 基 金 積 立 金	229,484	6,000	0	6,000	0	0	ふるさとひょうご寄附基金積立金 6,000

(県民生活部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
一 般 管 理 事 務 費 等	47,344	37,000	37,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 37,000
消 費 生 活 行 政 推 進 費	238,728	600	0	0	0	600	県有施設等燃料高騰対策費 600
兵 庫 陶 芸 美 術 館 運 営 費	240,876	8,400	0	0	0	8,400	県有施設等燃料高騰対策費 8,400
〔 勤 労 者 総 合 〕 〔 福 祉 施 設 整 備 〕 〔 事 業 特 別 会 計 〕 丹 波 の 森 公 苑 運 営 費	187,007	900	900	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 900
尼 崎 青 少 年 創 造 劇 場 運 営 費	143,709	2,100	2,100	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 2,100

(危機管理部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
防 災 企 画 費	691,357	16,200	6,200	0	0	10,000	県有施設等燃料高騰対策費 16,200
災 害 対 策 費	344,485	800	0	0	0	800	県有施設等燃料高騰対策費 800
消 防 学 校 維 持 運 営 費	184,510	6,000	0	0	0	6,000	県有施設等燃料高騰対策費 6,000
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	6,689,000	2,180,000	2,180,000	0	0	0	無症状・軽症患者用宿泊施設確保事業費 2,180,000

(福 祉 部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
但馬長寿の郷 運 営 費	65,205	2,700	800	0	0	1,900	県有施設等燃料高騰対策費 2,700
福 祉 人 材 研 修 セ ン タ ー 費	14,747	1,000	1,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 1,000
女性家庭センター 運 営 費	288,246	300	0	0	0	300	県有施設等燃料高騰対策費 300
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	616,000	1,232,000	1,232,000	0	0	0	1 社会福祉施設感染者発生時支援事業費補助 511,000 2 高齢者施設等従事者検査推進事業費 720,000 3 回復者退院受入相談支援事業費 1,000
生 活 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	407,747	1,670,000	1,670,000	0	0	0	緊急生活福祉資金貸付事業費補助 1,670,000
地 域 福 祉 対 策 費	333,912	2,100	2,100	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 2,100
障 害 者 福 祉 対 策 費	42,711,931	56,600	56,600	0	0	0	1 障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 56,400 2 県有施設等燃料高騰対策費 200
障 害 児 者 自 立 支 援 費	9,991,509	141,600	141,600	0	0	0	障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 141,600
介 護 保 険 事 業 推 進 費	81,688,157	3,207,400	455,000	2,752,000	0	400	1 介護サービス継続支援事業費補助 2,752,000 2 高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 455,000 3 県有施設等燃料高騰対策費 400
総 合 リ ハ ビ リ セ ン タ ー 中 央 施 設 等 運 営 費	144,516	1,500	1,500	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 1,500
福祉のまちづくり 研 究 所 推 進 費	194,502	1,200	1,200	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 1,200

(福 祉 部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
西播磨総合 リハビリセンター 施設等運営費	59,175	300	300	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 300
こども家庭 センター運営費	2,403,327	5,500	0	0	0	5,500	県有施設等燃料高騰対策費 5,500
保育対策費	36,485,929	199,000	199,000	0	0	0	保育施設等原油価格・物価高騰対策一時支援金 199,000
児童福祉措置費	7,038,325	20,000	14,000	6,000	0	0	1 児童養護施設等原油価格・物価高騰対策一時 支援金 14,000 2 特定妊婦等支援事業費 6,000
明石学園 運営費	314,386	900	0	0	0	900	県有施設等燃料高騰対策費 900
清水が丘学園 運営費	307,398	1,000	1,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 1,000
総合リハビリセ ンター障害児 入所施設運営費	132,450	900	900	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 900
生活保護法等 施行事務費	279,098	2,000	2,000	0	0	0	保護施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 2,000
精神保健福祉 センター運営費	27,738	200	0	0	0	200	県有施設等燃料高騰対策費 200
兵庫県こころのケ アセンター運営費	174,518	800	800	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 800

(保健医療部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	71,128,816	46,369,000	44,518,000	0	0	1,851,000	1 入院医療機関助成事業費補助 1,641,000 2 入院病床確保事業費補助 29,438,000 3 入院医療体制強化事業費補助 100,000 4 入院コーディネートセンター体制強化事業費 5,000 5 自宅療養者等フォローアップ体制強化事業費 4,619,000 6 宿泊施設療養体制整備事業費 1,210,000 7 ワクチン接種体制推進事業費 7,000 8 検査体制強化事業費 2,733,000 9 相談体制強化事業費 502,000 10 新型コロナウイルス感染症医療費 4,271,000 11 保健所等体制強化事業費 918,000 12 自宅療養者等往診支援事業費補助 237,000 13 自主療養体制整備事業費 559,000 14 陽性者登録支援体制整備事業費 129,000
健 康 科 学 研 究 所 運 営 及 び 調 査 研 究 費	59,570	6,500	0	0	0	6,500	県有施設等燃料高騰対策費 6,500
食 肉 衛 生 検 査 費	86,093	200	0	0	0	200	県有施設等燃料高騰対策費 200
動 物 愛 護 管 理 費	136,087	4,800	0	0	0	4,800	県有施設等燃料高騰対策費 4,800
健 康 福 祉 事 務 所 運 営 費	263,183	6,000	0	0	0	6,000	県有施設等燃料高騰対策費 6,000
総 合 衛 生 学 院 運 営 費	71,539	2,500	0	0	0	2,500	県有施設等燃料高騰対策費 2,500

(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
渡 航 事 務 費	259,401	1,000	0	0	0	1,000	県有施設等燃料高騰対策費 1,000
海外協力推進費	537,343	4,000	4,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 4,000
科学技術振興費	327,465	6,000	6,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 6,000
勤 労 者 福 祉 施 設 運 営 費	72,140	500	500	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 500
県 立 職 業 訓 練 校 費	331,734	12,700	0	0	0	12,700	県有施設等燃料高騰対策費 12,700
兵庫障害者校費	163,268	3,800	0	0	0	3,800	県有施設等燃料高騰対策費 3,800
中 小 企 業 振 興 対 策 費	9,697,194	5,485,000	5,485,000	0	0	0	中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金 5,485,000
産業振興推進費	2,233,094	896,000	896,000	0	0	0	ひょうごで食べようキャンペーン事業費 896,000
適正計量推進費	42,797	100	0	0	0	100	県有施設等燃料高騰対策費 100
工業技術センター 維持運営及び 試験研究費	281,638	16,900	0	0	0	16,900	県有施設等燃料高騰対策費 16,900
観 光 交 流 費	241,282	5,000	5,000	0	0	0	外国人観光客安心情報ワンストップ提供事業費 5,000
（ 勤 労 者 総 合 福 祉 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計 ）							
勤 労 者 総 合 福 祉 施 設 運 営 費	248,730	3,000	3,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 3,000

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
農業改良普及 センター一 運 営 費	116,295	200	0	0	0	200	県有施設等燃料高騰対策費 200
楽農生活推進費	203,616	1,700	1,700	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 1,700
農村地域農政 総合推進事業費	581,920	150,000	150,000	0	0	0	農業生産コスト低減支援事業費 150,000
ひょうごの「食」 ブランド推進費	342,583	325,000	325,000	0	0	0	1 県産農産物直売所購入支援事業費 293,000 2 県産農産物量販店購入支援事業費 32,000
主 要 農 作 物 生 産 ・ 供 給 対 策 費	80,333	30,000	30,000	0	0	0	1 施設園芸燃料高騰対策事業費 15,000 2 施設園芸省エネ機器導入支援事業費 15,000
花き・果樹特産 振 興 対 策 費	196,555	800	800	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 800
農 業 技 術 セ ン タ ー 維 持 運 営 及 び 試 験 研 究 費	699,706	21,000	0	0	0	21,000	県有施設等燃料高騰対策費 21,000
畜 産 環 境 飼 料 対 策 費	802,542	546,000	546,000	0	0	0	1 粗飼料価格高騰対策事業費 198,000 2 配合飼料価格高騰対策事業費 318,000 3 自給飼料増産支援事業費 30,000
但馬牧場公園 管 理 運 営 費	91,263	900	900	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 900
家 畜 保 健 衛 生 所 費	59,712	2,400	0	0	0	2,400	県有施設等燃料高騰対策費 2,400
家畜衛生対策費	110,456	400	0	0	0	400	県有施設等燃料高騰対策費 400

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
森 林 林 業 技 術 セ ン タ ー 維 持 運 営 及 び 試 験 研 究 費	34,683	1,800	0	0	0	1,800	県有施設等燃料高騰対策費 1,800
水 産 業 振 興 対 策 費	201,150	10,000	10,000	0	0	0	漁業資材価格高騰対策事業費 10,000
但馬水産事務所 維 持 運 営 費	24,556	200	0	0	0	200	県有施設等燃料高騰対策費 200
水 産 技 術 セ ン タ ー 維 持 運 営 及 び 試 験 研 究 費	154,400	6,900	0	0	0	6,900	県有施設等燃料高騰対策費 6,900
栽 培 漁 業 セ ン タ ー 管 理 運 営 費	244,975	3,700	3,700	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 3,700
〔 勤 労 者 総 合 福 祉 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計 〕							
自然活用型野外 C S R 事 業 運 営 費	178,778	600	600	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 600
フ ラ ワ ー セ ン タ ー 管 理 運 営 費	206,325	2,100	2,100	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 2,100
三 木 山 森 林 公 園 管 理 運 営 費	109,019	1,300	1,300	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 1,300

(土木部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
道路橋りょう 管 理 費	965,500	7,400	0	0	0	7,400	県有施設等燃料高騰対策費 7,400
運輸事業促進費	1,703,698	926,000	926,000	0	0	0	1 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行 支援事業費補助 105,000 2 公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助 821,000
河 川 管 理 費	163,000	3,600	0	0	0	3,600	県有施設等燃料高騰対策費 3,600
ダ ム 管 理 費	292,513	4,600	0	0	0	4,600	県有施設等燃料高騰対策費 4,600
海 岸 管 理 費	101,792	200	0	0	0	200	県有施設等燃料高騰対策費 200
水 防 対 策 費	109,186	700	0	0	0	700	県有施設等燃料高騰対策費 700
港 湾 管 理 費	293,408	600	0	0	0	600	県有施設等燃料高騰対策費 600
尼 崎 こ う 水 門 管 理 費	158,190	3,300	0	0	0	3,300	県有施設等燃料高騰対策費 3,300
但馬空港管理・ 運 航 対 策 費	468,792	600	600	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 600

(教育委員会)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
教育研修所 維持運営費	37,918	2,600	0	0	0	2,600	県有施設等燃料高騰対策費 2,600
義務教育施設 維持運営費	97,634	3,800	0	0	0	3,800	県有施設等燃料高騰対策費 3,800
高等学校 維持管理費	2,759,060	363,800	0	0	0	363,800	県有施設等燃料高騰対策費 363,800
特別支援学校 維持管理費	1,651,016	72,600	0	0	0	72,600	県有施設等燃料高騰対策費 72,600
社会教育施設 維持運営費	2,739,968	79,400	0	0	0	79,400	県有施設等燃料高騰対策費 79,400
健康増進施設 維持運営費	410,156	12,800	12,800	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 12,800
〔勤労者総合 福祉施設整備 事業特別会計〕							
文化体育館 管理運営費	137,552	9,000	9,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 9,000
円山川公苑 管理運営費	95,728	2,000	2,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 2,000

令和 4 年 9 月 (定 例)

第359回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 2)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

条例及びその他案件関係	5
総 務 関 係	7
健 康 福 祉 関 係	18
農 政 環 境 関 係	24
建 設 関 係	31
文 教 関 係	45
警 察 関 係	55
令和3年度兵庫県歳入歳出決算関係	65
令和3年度兵庫県公営企業会計決算関係	69

条例及びその他案件関係

総 務 関 係

第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1 制定の理由

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法（以下「地公法」という。）の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）の一部改正

(1) 定年制度

ア 職員の定年を以下のとおり引き上げ、又は維持する（第3条関係）。

区 分	現 行	改正案
(ア) (イ)から(イ)までに掲げる職員以外の職員	60 歳	65 歳
(イ) 保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員	63 歳	65 歳
(ウ) 医師及び歯科医師のうち、兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する者	65 歳	65 歳
(イ) 医師及び歯科医師のうち、(ウ)以外の施設等において医療業務に従事する者及び県立健康科学研究所又は県立総合衛生学院の長	65 歳	70 歳

イ 定年に関する経過措置（附則第7項及び第8項関係）

(ア) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるア(ア)及び(イ)に掲げる職員の定年は、2年に年齢1年ずつ引き上げるものとする。

(イ) ア(イ)に掲げる職員の定年は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までは63歳とし、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64歳とする。

ウ (2)エの適用を受け、定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。以下同じ。）において管理監督職（(2)アの職をいう。以下同じ。）を占めている職員に係る定年退職日後の引き続く勤務について特例を定める（第4条関係）。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 他の職への降任等（異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督

職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職へ降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をすることをいう。以下同じ。)の対象となる管理監督職は、次に掲げる職((1)ア(ウ)及び(イ)の医師及び歯科医師を除く。)とする(第6条関係)。

(ア) 管理職手当を支給される職員が占める職

(イ) 防災監

(ウ) 行政職給料表の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが占める職

a その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの

b その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの

(イ) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職

(オ) (ア)から(イ)までに掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

イ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする(第7条関係)。

ウ 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準(第8条関係)

任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、地公法に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならないものとする。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例(第9条関係)

(ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(ウ)において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、(ア) a から c までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年

退職日までの期間内。(I)において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないものとする。

(ウ) 任命権者は、(ア)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由があると認めるとき((イ)により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は(ウ)若しくは(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

オ 任命権者は、エにより異動期間を延長する場合等には、あらかじめ職員の同意を得なければならないものとする(第10条関係)。

カ 任命権者は、エにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする(第11条関係)。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

ア 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。ただし、年齢60

年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないものとする（第12条関係）。

イ 任命権者は、アによるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする（第13条関係）。

(4) 雑則（第14条関係）

定年条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

(5) 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第9項及び第10項関係）

任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに(1)ア(ウ)及び(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が年齢60年（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあっては、63歳。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあっては人事委員会規則で定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(6) その他規定の整備を行う（目次、第1条、第4条、別表第1及び別表第2関係）。

2 兵庫県職員定数条例の一部改正

知事の事務部局等の短時間勤務再任用職員の数の上限を定める規定を削除する（附則第4項関係）。

3 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正

次に掲げる条例の規定中地公法の引用条文を改める。

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（第32条の4関係）
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）
- (3) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第2条関係）

4 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の給与

ア 定年前再任用短時間勤務職員（1(3)により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額を定める（職員給与条例第12条の3及び別表第1から別表第5まで関係）。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を定める（職員給与条例第25条関係）。

- ウ 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を定める(職員給与条例第26条関係)
- エ 定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しないものとする(職員給与条例第27条の3関係)
- (2) 当分の間、次に掲げる職員を除き、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額とする(職員給与条例附則第7条関係)
- ア 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- イ 1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員
- ウ 定年条例第4条の規定により定年退職日後において引き続き勤務している職員
- エ 1(2)エ(ア)又は(イ)により異動期間を延長された管理監督職を占める職員
- (3) 管理監督職勤務上限年齢調整額(職員給与条例附則第8条関係)
- ア 他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(2)により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(2)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- イ アの給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額の上限は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額とする。
- (4) 管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額(職員給与条例附則第10条関係)
- ア 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であって、(3)アの職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)に準じて算出した額を給料として支給する。
- イ 任用の事情を考慮して(3)ア又はアの職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)又はアに準じて算出した額を給料として支給する。
- (5) (3)ア又は(4)の職員に対する農林漁業普及指導手当、期末手当又は勤勉手当の算定の基礎となる給料月額には、これらの給料を含むものとする(職員給与条例附則第11条関係)
- (6) (2)から(5)までに必要な事項は、人事委員会規則で定める(職員給与条例附則第12条関係)
- (7) 地公法の引用条文を改める(職員給与条例第17条関係)

5 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

- (1) 当分の間、降給の種類を降格及び降号並びに4(2)の給料月額減額措置（現行：降格及び降号）とする（附則第5項関係）。
- (2) 4(2)の給料月額減額措置については、降給の理由を記載した書面の交付に代え、給料月額減額措置により降給することとなった旨の通知を行うものとする（附則第6項関係）。

6 職員の退職手当に関する条例（以下「職員退職手当条例」という。）の一部改正

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員には、退職手当を支給しないものとする（職員退職手当条例第1条関係）。
- (2) 60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の特例
 - ア 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、定年により退職した者に準じて算定するものとする（改正後の職員退職手当条例附則第13条及び第14条関係）。
 - イ アは、1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員には適用しないものとする（改正後の職員退職手当条例附則第15条関係）。
- (3) 退職した者の基礎在職期間中に、他の職への降任等、4(2)の給料月額の改定その他人事委員会規則で定める理由（以下「特定理由」という。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該特定理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額（退職の日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする（改正後の職員退職手当条例第5条の2関係）。
 - ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - イ 退職日給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - (ア) その者に対する退職手当の基本額が(3)によらずに計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - (イ) アに掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- (4) 定年前早期退職者に対する(3)の適用について、その算定基礎に定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例加算（以下「早期退職加算」という。）が含まれることとなるよう、必要な読替えを行う（改正後の職員退職手当条例第5条の3関係）。
- (5) (3)の適用を受ける者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める（改正後の職員退

職手当条例第7条の2関係)。

(6) (3)及び(4)の適用を受ける定年前早期退職者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める(職員退職手当条例第7条の2の2関係)。

(7) 給料月額の変額改定とは、給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいうものとする(改正後の職員退職手当条例附則第10条関係)。

(8) 職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置

ア 4(2)の給料月額の変定は、給料月額の変額改定に該当しないものとする(改正後の職員退職手当条例附則第16条関係)。

イ 給料月額には、4(3)から(4)までの給料を含むものとする(改正後の職員退職手当条例附則第17条関係)。

(9) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置

ア 当分の間、定年前早期退職者のうち、勸奨を受けて退職した職員の早期退職加算の対象となる期間を60歳(1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳。イにおいて同じ。)に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで(現行:定年退職日の1年前まで)とする(改正後の職員退職手当条例附則第18条関係)。

イ 当分の間、定年前早期退職者のうち、職制若しくは定数の改廃により退職した者又は予算実行上の要請により退職した者で任命権者が知事の承認を受けて定めるものに該当するもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者について、60歳に達する日以前に退職した場合にあっては早期退職加算の対象となる期間を60歳に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで(現行:定年退職日の1年前まで)とし、60歳に達した日以後における定年退職日の1年前までに退職した場合にあっては早期退職加算として退職日給料月額に100分の2を乗じた額を加算するものとする(改正後の職員退職手当条例附則第19条及び第20条関係)。

(10) 失業者の退職手当(改正後の職員退職手当条例第13条及び附則第12条関係)

ア 職員としての勤続期間に含まれる職員以外の者としての期間に必要な1月当たりの勤務日数を、1月間の日数から県の休日を減じた1月間の日数が20日に満たない日数である場合には、18日から当該満たない日数を減じた日数(現行:18日)とする。

イ 退職の日後に事業を開始した者その他これに準ずるものとして任命権者が別に定める者が、任命権者が別に定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間は、失業者の退職手当に係る支給期間に算入しないものとする。

ウ 失業者の退職手当の支給の特例の対象となる職員の退職の日の期限を、令和7年3月31日(現行:令和4年3月31日)に延長する。

(11) その他規定の整備を行う(職員退職手当条例第2条の4、第4条、第8条、第15条の3、

第15条の4及び第15条の6並びに改正前の職員退職手当条例附則第1条から第24条まで関係)。

7 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

減給処分により給与から減ずる額(減給処分の発令の日に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ 以下に相当する額)について、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする(第4条関係)。

8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正

1(2)エにより異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができないものとする(第2条関係)。

9 職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例の一部改正

地公法の引用条文を改める等規定の整備を行う(第13条関係)。

10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする(第3条関係)。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとする(第4条関係)。
- (3) その他規定の整備を行う(第5条の2及び第9条関係)。

11 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員は、公益的法人等に派遣することができるものとする(第2条関係)。
- (2) 1(2)エにより異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、公益的法人等に派遣することができないものとする(第2条関係)。

12 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正

- (1) 学校教育法の引用条文を改める(第2条関係)。
- (2) 地公法の引用条文を改める(第4条関係)。

13 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一である会計年度任用職員が退職手当の支給を受け

るために必要な1月当たりの勤務日数を、1月間の日数から県の休日を減じた1月間の日数が20日に満たない日数である場合には、18日から当該満たない日数を減じた日数(現行:18日)とする(第13条及び第14条関係)。

14 職員の再任用に関する条例の廃止

職員の再任用に関する条例を廃止する。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第2の6(10)及び13並びに第3の2(2)の一部は、公布の日。

2 経過措置等

(1) 暫定再任用職員の任用

任命権者は、令和14年3月31日までの間、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって定年に達している者を、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるものとする(附則第2条から第5条まで関係)。

(2) (1)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

第79号議案 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県立兵庫津ミュージアム（以下「兵庫津ミュージアム」という。）におけるひょうごはじまり館の開館に伴い、資料の観覧に係る料金の基準額を定める等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 資料の観覧（改正後の第5条、第10条及び別表第1関係）

ア 兵庫津ミュージアムの施設に展示している資料の観覧に係る料金の基準額を次のとおり定める。

区分			基準額（1人につき）	
			個人	団体
有料展示施設	常時展示している資料のみを観覧する場合	一般	300円	200円
		大学生	200円	150円
		高校生以下	無料	
	特別に展示している資料を観覧する場合	一般	1,000円	800円
		大学生	800円	600円
		高校生以下	無料	

イ 特別に展示している資料を観覧する場合の資料の観覧に係る料金の額は、アによる額により難しいときは、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

(2) 施設の利用（改正後の別表第2関係）

兵庫津ミュージアムの施設の利用に係る料金の基準額を次のとおり定める。

区分		基準額			備考
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで	
初代県庁館	旧同心屋敷	1,000円	1,400円	2,400円	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	取次役所	1平方メートル当たり1日につき48円			
	旧船見番小屋	1平方メートル当たり1日につき48円			
	イベント広場	1平方メートル当たり1日につき30円			

ひょうごは じまり館	研修室	A	3,000円	4,200円	7,200円	
		B	3,000円	4,200円	7,200円	
	企画展示室		1日につき7,200円			
	エントランス		1平方メートル当たり1日につき48円			
	ライブラリー		1平方メートル当たり1日につき48円			
利便施設		使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款その他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額				

旧同心屋敷及び利便施設については基準額設定済み

- (3) その他（改正後の第6条から第11条まで及び別表第3関係）
規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年11月23日

健 康 福 祉 関 係

第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1 制定の理由

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法（以下「地公法」という。）の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）の一部改正

(1) 定年制度

ア 職員の定年を以下のとおり引き上げ、又は維持する（第3条関係）。

区 分	現 行	改正案
(ア) (イ)から(イ)までに掲げる職員以外の職員	60 歳	65 歳
(イ) 保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員	63 歳	65 歳
(ウ) 医師及び歯科医師のうち、兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する者	65 歳	65 歳
(イ) 医師及び歯科医師のうち、(ウ)以外の施設等において医療業務に従事する者及び県立健康科学研究所又は県立総合衛生学院の長	65 歳	70 歳

イ 定年に関する経過措置（附則第7項及び第8項関係）

(ア) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるア(ア)及び(イ)に掲げる職員の定年は、2年に年齢1年ずつ引き上げるものとする。

(イ) ア(イ)に掲げる職員の定年は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までは63歳とし、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64歳とする。

ウ (2)エの適用を受け、定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。以下同じ。）において管理監督職（(2)アの職をいう。以下同じ。）を占めている職員に係る定年退職日後の引き続く勤務について特例を定める（第4条関係）。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 他の職への降任等（異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督

職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職へ降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をすることをいう。以下同じ。)の対象となる管理監督職は、次に掲げる職((1)ア(ウ)及び(イ)の医師及び歯科医師を除く。)とする(第6条関係)。

(ア) 管理職手当を支給される職員が占める職

(1) 防災監

(ウ) 行政職給料表の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが占める職

a その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの

b その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの

(イ) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職

(オ) (ア)から(イ)までに掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

イ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする(第7条関係)。

ウ 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準(第8条関係)

任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、地公法に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならないものとする。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例(第9条関係)

(ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(ウ)において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、(ア) a から c までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年

退職日までの期間内。(I)において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないものとする。

(ウ) 任命権者は、(ア)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由があると認めるとき((イ)により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は(ウ)若しくは(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

オ 任命権者は、エにより異動期間を延長する場合等には、あらかじめ職員の同意を得なければならないものとする(第10条関係)。

カ 任命権者は、エにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする(第11条関係)。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

ア 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。ただし、年齢60

年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないものとする（第12条関係）。

イ 任命権者は、アによるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする（第13条関係）。

(4) 雑則（第14条関係）

定年条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

(5) 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第9項及び第10項関係）

任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに(1)ア(ウ)及び(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が年齢60年（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあっては、63歳。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあっては人事委員会規則で定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(6) その他規定の整備を行う（目次、第1条、第4条、別表第1及び別表第2関係）。

2 兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正

兵庫県病院事業に従事する短時間勤務再任用職員の数の上限を定める規定を削除する（附則第4項関係）。

3 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1) 地公法の引用条文を改める（第2条関係）。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しないものとする（第24条関係）。

(3) 当分の間、病院事業の管理者は、管理規程で定めるところにより、職員が60歳（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給与について、必要な措置を講ずるものとする（附則第5項関係）。

4 職員の再任用に関する条例の廃止

職員の再任用に関する条例を廃止する。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第3の2(2)の一部は、公布の日。

2 経過措置等

(1) 暫定再任用職員の任用

任命権者は、令和14年3月31日までの間、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって定年に達している者を、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるものとする(附則第2条から第5条まで関係)。

(2) (1)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

第90号議案 損害賠償額の決定

県立尼崎総合医療センターにおける医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

1 事件の概要

平成30年5月、左副腎腫瘍の経過観察中に実施した胸腹部CT検査に対する放射線科医の読影所見において、「肺がんの疑い」との記載を担当医が確認していなかった。

令和元年5月、当該患者が自損事故で同センターを受診した際に、小細胞肺がん(ステージⅢ)、転移性脳腫瘍等と診断されるとともに、読影所見の未確認が判明した。

同月から同センターにおいて治療を行ったが、令和2年5月に緩和ケア目的で転院し、同年6月に死亡した。

当該医療事故に関し、遺族から兵庫県に対し、損害賠償額の請求があり、検討した結果、和解することとした。

2 損害賠償の額

4,500,000円

第91号議案 損害賠償額の決定

県立がんセンターにおける医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

1 事件の概要

令和3年6月、胃がんの経過観察中に実施したCT検査により、左腎臓部に腫瘍が認められた。

同年8月、手術で部分切除した腎臓組織に腫瘍が確認できなかったため、担当医が術中ビデオを見直したところ、腫瘍のない部分を切除し、腫瘍が残存していることが判明した。

その結果、左腎臓の全摘出が避けられず、同年9月、再手術により左腎臓を全摘出し、同月に退院となった。

当該医療事故に関し、患者から兵庫県に対し、損害賠償額の請求があり、検討した結果、和解することとした。

2 損害賠償の額

6,500,000円

農 政 環 境 関 係

第80号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第3条第3項において、都道府県は、水濁法の排水基準によっては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないとき認められるときは、条例で、水濁法の排水基準にかえて、よりきびしい排水基準（以下「条例基準」という。）を定めることができるとされている。
- (2) 県では、水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例において条例基準を定めており、条例基準を適用する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）は、水濁法に規定する特定施設及び瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）に規定するみなし指定地域特定施設を設置する工場又は事業場としている。
- (3) このたび、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正により、瀬戸法に規定するみなし指定地域特定施設を処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（以下「中規模し尿浄化槽」という。）と定める同令の規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 特定事業場に、水濁法に規定する指定地域特定施設（中規模し尿浄化槽）を設置する工場又は事業場を追加する（別表第1関係）

現 行		改 正 案	
水 濁 法	瀬 戸 法	水 濁 法	瀬 戸 法
第2条第2項 特定施設 条例基準の対象		第2条第2項 特定施設 条例基準の対象	
第2条第3項 指定地域特定施設 （中規模し尿浄化槽）	第12条の2 みなし指定地域特定 施設 （中規模し尿浄化槽） 条例基準の対象	第2条第3項 指定地域特定施設 （中規模し尿浄化槽） <u>条例基準の対象に 追加</u>	第12条の2 みなし指定地域特定 施設 （なし）

水濁法に規定する指定地域特定施設及び瀬戸法に規定するみなし指定地域特定施設は、それぞれ同法施行令で同一の施設（中規模し尿浄化槽）が定められていた。

- (2) その他規定の整備を行う（別表第1及び別表第2関係）

3 施行期日

(1) 施行期日

令和4年11月1日

(2) 経過措置

2に伴う必要な経過措置を定める。

第83号議案 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定

国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業は市町が受益するものであるので、当該管理事業に要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東条川土地改良事業	三木市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	小野市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	加東市	〃
国営加古川西部土地改良事業	姫路市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	西脇市	〃
	小野市	〃
	加西市	〃
	加東市	〃
	多可町	〃
国営東播用水土地改良事業	神戸市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

第84号議案 国営土地改良事業についての市町負担額の決定

国営土地改良事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東播用水二期土地改良事業	神戸市	事業費に100分の5.62を乗じて得た償還額と償還利子分の償還額を加えた額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

第85号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う基幹水利施設ストックマネジメント事業、経営体育成基盤整備事業等は市町が受益するものであるため、当該建設事業に要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
基幹水利施設ストックマネジメント事業	三木市	工事費に100分の21を乗じて得た額
	南あわじ市	"
	たつの市	"
	稲美町	"
	姫路市	工事費に100分の19を乗じて得た額
	加西市	"
	小野市	{ 農山漁村地域整備交付金事業の工事費に 100分の21を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の工事費に 100分の19を乗じて得た額
加東市	"	
経営体育成基盤整備事業	姫路市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	洲本市	"
	豊岡市	"
	養父市	"
	丹波市	"
	朝来市	"
	淡路市	"
	たつの市	"
	太子町	"
	新温泉町	"
	加古川市	工事費に100分の11.25を乗じて得た額
	福崎町	"
	南あわじ市	{ 平成27年度以前着手事業の農業競争力強化基盤整備 事業の工事費に100分の17.5を乗じて得た額 平成28年度以降着手事業の農業競争力強化基盤整備 事業の工事費に100分の12.5を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額 農地整備事業の工事費に100分の10を乗じて得た額
	市川町	{ 農業競争力強化基盤整備事業の工事費に 100分の12を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額
かんがい排水事業	丹波市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	豊岡市	工事費に100分の17.5を乗じて得た額
	たつの市	工事費に100分の22.5を乗じて得た額
	丹波篠山市	{ 水利施設等保全高度化事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の工事費に 100分の15を乗じて得た額

	南あわじ市 加東市	{ 地震・豪雨対策型事業の工事費に 100分の11を乗じて得た額 一般型整備事業の工事費に 100分の14を乗じて得た額 { 大規模地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に 100分の11を乗じて得た額 受益面積20ha未満の地区の地震・豪雨対策型事業の 工事費に100分の11を乗じて得た額 一般型整備事業の工事費に 100分の14を乗じて得た額
広域営農団地農道整備事業	洲本市 豊岡市 南あわじ市	工事費に100分の15を乗じて得た額 " "
農業用河川工作物応急対策事業	姫路市 赤穂市 三木市 豊岡市 福崎町	工事費に100分の8を乗じて得た額 " " " "
土地改良施設耐震対策事業	神戸市 明石市 加古川市 三木市 稲美町	工事費に100分の18を乗じて得た額 " " " "
湛水防除事業	赤穂市 南あわじ市	工事費に100分の8を乗じて得た額 "
特定農業用管水路等特別対策事業	洲本市 丹波篠山市 南あわじ市	工事費に100分の10を乗じて得た額 " "
森林基幹道整備事業	養父市 朝来市 神河町	工事費に100分の10を乗じて得た額 " "
県単独漁港改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額

建設関係

第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1 制定の理由

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法（以下「地公法」という。）の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）の一部改正

(1) 定年制度

ア 職員の定年を以下のとおり引き上げ、又は維持する（第3条関係）。

区 分	現 行	改正案
(ア) (イ)から(イ)までに掲げる職員以外の職員	60 歳	65 歳
(イ) 保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員	63 歳	65 歳
(ウ) 医師及び歯科医師のうち、兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する者	65 歳	65 歳
(イ) 医師及び歯科医師のうち、(ウ)以外の施設等において医療業務に従事する者及び県立健康科学研究所又は県立総合衛生学院の長	65 歳	70 歳

イ 定年に関する経過措置（附則第7項及び第8項関係）

(ア) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるア(ア)及び(イ)に掲げる職員の定年は、2年に年齢1年ずつ引き上げるものとする。

(イ) ア(イ)に掲げる職員の定年は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までは63歳とし、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64歳とする。

ウ (2)エの適用を受け、定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。以下同じ。）において管理監督職（(2)アの職をいう。以下同じ。）を占めている職員に係る定年退職日後の引き続く勤務について特例を定める（第4条関係）。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 他の職への降任等（異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督

職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職へ降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をすることをいう。以下同じ。)の対象となる管理監督職は、次に掲げる職((1)ア(ウ)及び(イ)の医師及び歯科医師を除く。)とする(第6条関係)。

(ア) 管理職手当を支給される職員が占める職

(1) 防災監

(ウ) 行政職給料表の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが占める職

a その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの

b その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの

(イ) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職

(オ) (ア)から(イ)までに掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

イ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする(第7条関係)。

ウ 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準(第8条関係)

任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、地公法に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならないものとする。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例(第9条関係)

(ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(ウ)において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、(ア) a から c までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年

退職日までの期間内。(I)において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないものとする。

(ウ) 任命権者は、(ア)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由があると認めるとき((イ)により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は(ウ)若しくは(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

オ 任命権者は、エにより異動期間を延長する場合等には、あらかじめ職員の同意を得なければならないものとする(第10条関係)。

カ 任命権者は、エにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする(第11条関係)。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

ア 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。ただし、年齢60

年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないものとする（第12条関係）。

イ 任命権者は、アによるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする（第13条関係）。

(4) 雑則（第14条関係）

定年条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

(5) 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第9項及び第10項関係）

任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに(1)ア(ウ)及び(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が年齢60年（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあっては、63歳。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあっては人事委員会規則で定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(6) その他規定の整備を行う（目次、第1条、第4条、別表第1及び別表第2関係）。

2 企業庁職員定数条例の一部改正

企業庁に勤務する短時間勤務再任用職員の数の上限を定める規定を削除する（附則第3項関係）。

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1) 地公法の引用条文を改める（第2条関係）。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しないものとする（第17条関係）。

(3) 当分の間、公営企業の管理者は、管理規程で定めるところにより、職員が60歳（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給与について、必要な措置を講ずるものとする（附則第9項関係）。

4 職員の再任用に関する条例の廃止

職員の再任用に関する条例を廃止する。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第3の2(2)の一部は、公布の日。

2 経過措置等

(1) 暫定再任用職員の任用

任命権者は、令和14年3月31日までの間、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって定年に達している者を、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるものとする(附則第2条から第5条まで関係)。

(2) (1)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

第81号議案 建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

建築基準法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 建築基準条例の一部改正

法の引用条文を改める（第27条の5及び第27条の10関係）。

(2) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

法の引用条文を改める（別表第4関係）。

3 施行期日

公布の日

第85号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う急傾斜地崩壊対策事業、街路事業等は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (一般分)	神戸市	工事費に10分の2を乗じて得た額
	姫路市	〃
	西宮市	〃
	芦屋市	〃
	豊岡市	〃
	加西市	〃
	丹波篠山市 佐用町	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (公共施設関連分)	神戸市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	姫路市	〃
	西宮市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	宝塚市	〃
	川西市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	六粟市 佐用町 新温泉町	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面一般分)	姫路市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	赤穂市	〃
	宝塚市	〃
	三田市	〃
	丹波篠山市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	六粟市 たつの市 佐用町 香美町	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面公共施設関連分)	神戸市	工事費に100分の5を乗じて得た額
	姫路市	〃
	豊岡市	〃
	赤穂市	〃
	丹波篠山市	〃
	養父市	〃
	丹波市 南あわじ市	〃

	朝来市 宍粟市 たつの市 猪名川町 神河町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町	” ” ” ” ” ” ” ” ”
県単独急傾斜地崩壊対策事業	神戸市 姫路市 西宮市 芦屋市 豊岡市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三田市 丹波市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 猪名川町 多可町 太子町 上郡町 佐用町 新温泉町	工事費に10分の1を乗じて得た額 ”
県単独港湾改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額
公共事業街路事業 (重点配分対象事業)	姫路市 明石市 伊丹市 加古川市 西脇市 川西市 たつの市 新温泉町	事業費に10分の2.25を乗じて得た額 ” ” ” ” ” ” ” ”
公共事業街路事業 (重点配分対象事業以外)	尼崎市 加古川市 宝塚市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 ” ”
公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分)	加古川市 高砂市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 ”
県単独街路事業	姫路市 尼崎市 明石市	事業費に2分の1を乗じて得た額 ” ”

	西宮市	〃
	伊丹市	〃
	加古川市	〃
	西脇市	〃
	宝塚市	〃
	高砂市	〃
	川西市	〃
	新温泉町	〃
流域下水道事業建設改良事業費 (公共事業流域下水道事業)	神戸市	{ 管渠、用地及びポンプ場等の事業費に4分の1を乗じて得た額 処理施設等の事業費に6分の1を乗じて得た額
	姫路市	
	尼崎市	〃
	西宮市	〃
	伊丹市	〃
	加古川市	〃
	西脇市	〃
	宝塚市	〃
	三木市	〃
	高砂市	〃
	川西市	〃
	小野市	〃
	三田市	〃
	加西市	〃
	宍粟市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
	稲美町	〃
	播磨町	〃
	太子町	〃
流域下水道事業建設改良事業費 (県単独流域下水道事業)	神戸市	事業費に2分の1を乗じて得た額
	姫路市	〃
	尼崎市	〃
	西宮市	〃
	伊丹市	〃
	加古川市	〃
	西脇市	〃
	宝塚市	〃
	三木市	〃
	高砂市	〃
	川西市	〃
	小野市	〃
	三田市	〃
	加西市	〃
	宍粟市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
	稲美町	〃
	播磨町	〃

	太 子 町	〃
流域下水道事業建設改良 事業費 (流域下水汚泥処理事業)	神 戸 市	流域関連事業費から国庫補助金及び起債相当額を 控除した額に2分の1を乗じて得た額
	姫 路 市	〃
	尼 崎 市	〃
	西 宮 市	〃
	伊 丹 市	〃
	宝 塚 市	〃
	三 田 市	〃
	宍 粟 市	〃
	た つ の 市	〃
	太 子 町	〃

第86号議案 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定

国営明石海峡公園整備事業は神戸市が受益するものであるので、当該事業に要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり神戸市の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営明石海峡公園整備事業	神戸市	神戸地区における工事費の3分の1に相当する県負担額に2分の1を乗じて得た額

みのがわばし

第92号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美囊川橋上部工事請負契約の締結

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美囊川橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美囊川橋上部工事

2 契約金額

1,607,980,000円

3 契約の相手方

大阪市中央区本町4 - 3 - 9

横河NSエンジニアリング・IHIインフラシステム特別共同企業体

(代表者)

株式会社横河NSエンジニアリング大阪営業部

大阪営業部長 谷中 聡久

(構成員)

株式会社IHIインフラシステム事業戦略本部戦略第1部

次長 寺崎 博道

4 工事の概要

(1) 施工場所

三木市別所町下石野

(2) 工事内容

鋼橋

橋長 L=298.0m 幅員 W=7.0(12.7)m

(3) 工期

令和6年10月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札(総合評価落札方式)

価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

4者

(3) 最低入札金額

1,607,980,000円

(4) 最高入札金額

1,623,820,000円

第93号議案 一般国道178号浜坂道路 期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)

建設工事請負契約の締結

一般国道178号浜坂道路 期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)建設工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路 期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)建設工事

2 契約金額

6,692,356,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区下山手通3丁目12番1号
大成・ノバック・窪田特別共同企業体
(代表者)

大成建設株式会社神戸支店

支店長 櫻井 信一

(構成員)

・株式会社ノバック

代表取締役社長 立花 充

・窪田工業株式会社

代表取締役 窪田 昌実

4 工事の概要

(1) 施工場所

美方郡新温泉町諸寄～釜屋

(2) 工事内容

施工延長 L=1,146.0m

(新諸寄第1トンネル L=79.0m 新諸寄第2トンネル L=1,067.0m)

幅員 W=7.0(12.0)m

(3) 工期

令和8年3月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

一般競争入札(総合評価落札方式)

価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

15者

(3) 最低入札金額

6,692,356,000円

(4) 最高入札金額

6,930,000,000円

文 教 関 係

第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1 制定の理由

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法（以下「地公法」という。）の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）の一部改正

(1) 定年制度

ア 職員の定年を以下のとおり引き上げ、又は維持する（第3条関係）。

区 分	現 行	改正案
(ア) (イ)から(イ)までに掲げる職員以外の職員	60 歳	65 歳
(イ) 保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員	63 歳	65 歳
(ウ) 医師及び歯科医師のうち、兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する者	65 歳	65 歳
(イ) 医師及び歯科医師のうち、(ウ)以外の施設等において医療業務に従事する者及び県立健康科学研究所又は県立総合衛生学院の長	65 歳	70 歳

イ 定年に関する経過措置（附則第7項及び第8項関係）

(ア) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるア(ア)及び(イ)に掲げる職員の定年は、2年に年齢1年ずつ引き上げるものとする。

(イ) ア(イ)に掲げる職員の定年は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までは63歳とし、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64歳とする。

ウ (2)エの適用を受け、定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。以下同じ。）において管理監督職（(2)アの職をいう。以下同じ。）を占めている職員に係る定年退職日後の引き続く勤務について特例を定める（第4条関係）。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 他の職への降任等（異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督

職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職へ降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をすることをいう。以下同じ。)の対象となる管理監督職は、次に掲げる職((1)ア(ウ)及び(イ)の医師及び歯科医師を除く。)とする(第6条関係)。

(ア) 管理職手当を支給される職員が占める職

(1) 防災監

(ウ) 行政職給料表の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが占める職

a その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの

b その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの

(イ) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職

(オ) (ア)から(イ)までに掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

イ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする(第7条関係)。

ウ 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準(第8条関係)

任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、地公法に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならないものとする。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例(第9条関係)

(ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(ウ)において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、(ア) a から c までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年

退職日までの期間内。(I)において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないものとする。

(ウ) 任命権者は、(ア)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由があると認めるとき((イ)により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は(ウ)若しくは(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

オ 任命権者は、エにより異動期間を延長する場合等には、あらかじめ職員の同意を得なければならないものとする(第10条関係)。

カ 任命権者は、エにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする(第11条関係)。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

ア 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。ただし、年齢60

年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないものとする（第12条関係）。

イ 任命権者は、アによるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする（第13条関係）。

(4) 雑則（第14条関係）

定年条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

(5) 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第9項及び第10項関係）

任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに(1)ア(ウ)及び(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が年齢60年（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあっては、63歳。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあっては人事委員会規則で定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(6) その他規定の整備を行う（目次、第1条、第4条、別表第1及び別表第2関係）。

2 兵庫県職員定数条例の一部改正

知事の事務部局等の短時間勤務再任用職員の数の上限を定める規定を削除する（附則第4項関係）。

3 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

地公法の引用条文を改める（第9条の4関係）。

4 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）及び公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の給与

ア 定年前再任用短時間勤務職員（1(3)により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額を定める（職員給与条例第12条の3及び別表第1から別表第5まで並びに教育職員給与条例第13条の2、別表第1及び別表第2関係）。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を定める（職員給与条例第25条及び教

- 育職員給与条例第28条関係)。
- ウ 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を定める(職員給与条例第26条及び教育職員給与条例第29条関係)。
- エ 定年前再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額、職務の級に応じて人事委員会規則で定めるものとする(教育職員給与条例第26条関係)。
- オ 定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しないものとする(職員給与条例第27条の3及び教育職員給与条例第30条の2関係)。
- (2) 当分の間、次に掲げる職員を除き、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額とする(職員給与条例附則第7条及び教育職員給与条例附則第5条関係)。
- ア 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- イ 1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員
- ウ 定年条例第4条の規定により定年退職日後において引き続き勤務している職員
- エ 1(2)エ(ア)又は(イ)により異動期間を延長された管理監督職を占める職員
- (3) 管理監督職勤務上限年齢調整額(職員給与条例附則第8条及び教育職員給与条例附則第6条関係)。
- ア 他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(2)により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(2)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- イ アの給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額の上限は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額とする。
- (4) 管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額(職員給与条例附則第10条及び教育職員給与条例附則第7条関係)。
- ア 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であって、(3)アの職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)に準じて算出した額を給料として支給する。
- イ 任用の事情を考慮して(3)ア又はアの職員との均衡上必要があると認められる職員には、

- 当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)又はアに準じて算出した額を給料として支給する。
- (5) (3)ア又は(4)の職員に対する教職調整額、農林漁業普及指導手当、期末手当又は勤勉手当の算定の基礎となる給料月額には、これらの給料を含むものとする(職員給与条例附則第11条及び教育職員給与条例附則第8条関係)。
- (6) (2)から(5)までに關し必要な事項は、人事委員会規則で定める(職員給与条例附則第12条及び教育職員給与条例附則第9条関係)。
- (7) 地公法の引用条文を改める(職員給与条例第17条及び教育職員給与条例第19条関係)。

5 職員の退職手当に関する条例(以下「職員退職手当条例」という。)及び公立学校職員等の退職手当に関する条例(以下「学校職員退職手当条例」という。)の一部改正

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員には、退職手当を支給しないものとする(職員退職手当条例第1条及び学校職員退職手当条例第1条関係)。
- (2) 60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の特例
- ア 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、定年により退職した者に準じて算定するものとする(改正後の職員退職手当条例附則第13条及び第14条並びに改正後の学校職員退職手当条例附則第14条及び第15条関係)。
- イ アは、1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員には適用しないものとする(改正後の職員退職手当条例附則第15条関係)。
- (3) 退職した者の基礎在職期間中に、他の職への降任等、4(2)の給料月額の改定その他人事委員会規則で定める理由(以下「特定理由」という。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該特定理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額(退職の日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。)よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする(改正後の職員退職手当条例第5条の2及び改正後の学校職員退職手当条例第5条の2関係)。
- ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- イ 退職日給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- (ア) その者に対する退職手当の基本額が(3)によらずに計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- (イ) アに掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- (4) 定年前早期退職者に対する(3)の適用について、その算定基礎に定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例加算(以下「早期退職加算」という。)が含まれることとなるよう、必要な読替えを行う(改正後の職員退職手当条例第5条の3及び改正後の学校職員退職手当条例第5条の3関係)。
- (5) (3)の適用を受ける者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める(改正後の職員退職手当条例第7条の2及び改正後の学校職員退職手当条例第7条の2関係)。
- (6) (3)及び(4)の適用を受ける定年前早期退職者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める(職員退職手当条例第7条の2の2及び学校職員退職手当条例第7条の2の2関係)。
- (7) 給料月額の変額改定とは、給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいうものとする(改正後の職員退職手当条例附則第10条及び改正後の学校職員退職手当条例附則第12条関係)。
- (8) 職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置
- ア 4(2)の給料月額の変定は、給料月額の変額改定に該当しないものとする(改正後の職員退職手当条例附則第16条及び改正後の学校職員退職手当条例附則第16条関係)。
- イ 給料月額には、4(3)及び(4)の給料を含むものとする(改正後の職員退職手当条例附則第17条及び改正後の学校職員退職手当条例附則第17条関係)。
- (9) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置
- ア 当分の間、定年前早期退職者のうち、勸奨を受けて退職した職員の早期退職加算の対象となる期間を60歳(1(1)ア(イ)及び(エ)に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳。イにおいて同じ。)に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで(現行:定年退職日の1年前まで)とする(改正後の職員退職手当条例附則第18条及び改正後の学校職員退職手当条例附則第18条関係)。
- イ 当分の間、定年前早期退職者のうち、職制若しくは定数の改廃により退職した者又は予算実行上の要請により退職した者で任命権者が知事の承認を受けて定めるものに該当するもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者について、60歳に達する日以前に退職した場合にあっては早期退職加算の対象となる期間を60歳に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで(現行:定年退職日の1年前まで)とし、60歳に達した日以後における定年退職日の1年前までに退職した場合にあっては早期退職加算として退職日給料月額に100分の2を乗じた額を加算するものとする(改正後の職員退職手当条例附則第19条及び第20条並びに改正後の学校職員退職手当条例附則第19条及び第20条関係)。
- (10) 失業者の退職手当(改正後の職員退職手当条例第13条及び附則第12条並びに改正後の学校職員退職手当条例第11条及び附則第13条関係)
- ア 職員としての勤続期間に含まれる職員以外の者としての期間に必要な1月当たりの勤務日数を、1月間の日数から県の休日を減じた1月間の日数が20日に満たない日数である場合

には、18日から当該満たない日数を減じた日数（現行：18日）とする。

イ 退職の日後に事業を開始した者その他これに準ずるものとして任命権者が別に定める者が、任命権者が別に定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間は、失業者の退職手当に係る支給期間に算入しないものとする。

ウ 失業者の退職手当の支給の特例の対象となる職員の退職の日の期限を、令和7年3月31日（現行：令和4年3月31日）に延長する。

(11) その他規定の整備を行う（職員退職手当条例第2条の4、第4条、第8条、第15条の3、第15条の4及び第15条の6並びに改正前の職員退職手当条例附則第1条から第24条まで並びに学校職員退職手当条例第2条の4、第4条、第7条の4、第13条の3、第13条の4及び第13条の6並びに改正前の学校職員退職手当条例附則第1条から第24条まで関係）。

6 兵庫県学校教職員定数条例の一部改正

県立学校の教職員及び県費負担教職員で短時間勤務再任用職員である者の数の上限を定める規定を削除する（附則第2項関係）。

7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする（第3条関係）。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとする（第4条関係）。

(3) その他規定の整備を行う（第5条の2及び第9条関係）。

8 職員の再任用に関する条例の廃止

職員の再任用に関する条例を廃止する。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第2の5(10)及び第3の2(2)の一部は、公布の日。

2 経過措置等

(1) 暫定再任用職員の任用

任命権者は、令和14年3月31日までの間、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって定年に達している者を、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるものとする（附則第2条から第

5条まで関係)。

(2) (1)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

第82号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

教育職員免許法の一部改正により、教育職員免許状の更新制が廃止されたことに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 教育職員免許法に関する手数料のうち、次に掲げる手数料を削除する。(別表第4関係)

- ア 教育職員免許状有効期間更新手数料
- イ 教育職員免許状有効期間延長手数料
- ウ 教育職員免許状更新講習修了確認手数料
- エ 教育職員免許状更新講習修了確認期限後確認手数料
- オ 教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料
- カ 教育職員免許状更新講習免除手数料

(2) その他規定の整備を行う(別表第4関係)

3 施行期日

公布の日

第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1 制定の理由

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法（以下「地公法」という。）の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）の一部改正

(1) 定年制度

ア 職員の定年を以下のとおり引き上げ、又は維持する（第3条関係）。

区 分	現 行	改 正 案
(ア) (イ)から(イ)までに掲げる職員以外の職員	60 歳	65 歳
(イ) 保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員	63 歳	65 歳
(ウ) 医師及び歯科医師のうち、兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する者	65 歳	65 歳
(エ) 医師及び歯科医師のうち、(ウ)以外の施設等において医療業務に従事する者及び県立健康科学研究所又は県立総合衛生学院の長	65 歳	70 歳

イ 定年に関する経過措置（附則第7項及び第8項関係）

(ア) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるア(ア)及び(エ)に掲げる職員の定年は、2年に年齢1年ずつ引き上げるものとする。

(イ) ア(イ)に掲げる職員の定年は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までは63歳とし、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64歳とする。

ウ (2)エの適用を受け、定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。以下同じ。）において管理監督職（(2)アの職をいう。以下同じ。）を占めている職員に係る定年退職日後の引き続く勤務について特例を定める（第4条関係）。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 他の職への降任等（異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督

職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職へ降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をすることをいう。以下同じ。)の対象となる管理監督職は、次に掲げる職((1)ア(ウ)及び(イ)の医師及び歯科医師を除く。)とする(第6条関係)。

(ア) 管理職手当を支給される職員が占める職

(イ) 防災監

(ウ) 行政職給料表の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが占める職

- a その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの
- b その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの

(エ) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職

(オ) 警察職給料表の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが占める職

- a その職務の級が8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの
- b その職務の級が7級である職員
- c その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

イ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする(第7条関係)。

ウ 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準(第8条関係)

(ア) 任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、地公法に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならないものとする。

(イ) 警察本部長は、特定地方警務官(警視正以上の階級にある警察官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。)に対し、特定任命(管理監督職勤務上限年齢に達している特定地方警務官について、異動期間に、当該特定地方警務官としての在職に引き続き、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官に任命することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、地公法に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならないものとする。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例(第9条関係)

(ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(ウ)において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

- a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、(ア) a から c までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(I)において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないものとする。
- (ウ) 任命権者は、(ア)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。
- (I) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由があると認めるとき((イ)により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。)、又は(ウ)若しくは(I)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延

長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

オ 任命権者は、工により異動期間を延長する場合等には、あらかじめ職員の同意を得なければならないものとする（第10条関係）。

カ 任命権者は、工により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする（第11条関係）。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

ア 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないものとする（第12条関係）。

イ 任命権者は、アによるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする（第13条関係）。

(4) 雑則（第14条関係）

定年条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

(5) 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第9項及び第10項関係）

ア 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに(1)ア(ウ)及び(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。以下アにおいて同じ。）が年齢60年（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあつては、63歳。以下アにおいて同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあつては人事委員会規則で定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

イ 警察本部長は、当分の間、特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が同日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- (6) その他規定の整備を行う（目次、第1条、第4条、別表第1及び別表第2関係）。
- 2 兵庫県職員定数条例の一部改正
知事の事務部局等の短時間勤務再任用職員の数の上限を定める規定を削除する（附則第4項関係）。
- 3 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
地公法の引用条文を改める（第2条の2関係）。
- 4 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の一部改正
- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給与
- ア 定年前再任用短時間勤務職員（1(3)により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額を定める（職員給与条例第12条の3及び別表第1から別表第5まで関係）。
- イ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を定める（職員給与条例第25条関係）。
- ウ 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を定める（職員給与条例第26条関係）。
- エ 定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しないものとする（職員給与条例第27条の3関係）。
- (2) 当分の間、次に掲げる職員を除き、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額とする（職員給与条例附則第7条関係）
- ア 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- イ 1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員
- ウ 定年条例第4条の規定により定年退職日後において引き続き勤務している職員
- エ 1(2)エ(ア)又は(イ)により異動期間を延長された管理監督職を占める職員
- (3) 管理監督職勤務上限年齢調整額（職員給与条例附則第8条関係）
- ア 他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(2)により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(2)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

イ アの給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額の上限は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額とする。

(4) 特定任命により職員となった者の管理監督職勤務上限年齢調整額(職員給与条例附則第9条関係)

ア 特定任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該特定任命をされた日の前日に当該職員が受けていた一般職の職員の給与に関する法律に規定する公安職俸給表の俸給月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(2)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

イ アの給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額の上限は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額とする。

(5) 管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額(職員給与条例附則第10条関係)

ア 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であって、(3)アの職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)に準じて算出した額を給料として支給する。

イ 任用の事情を考慮して(3)ア、(4)ア又はアの職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)、(4)又はアに準じて算出した額を給料として支給する。

(6) (3)ア、(4)ア又は(5)の職員に対する教職調整額、農林漁業普及指導手当、期末手当又は勤勉手当の算定の基礎となる給料月額には、これらの給料を含むものとする(職員給与条例附則第11条関係)

(7) (2)から(6)までに關し必要な事項は、人事委員会規則で定める(職員給与条例附則第12条関係)

(8) 地公法の引用条文を改める(職員給与条例第17条関係)

5 職員の退職手当に関する条例(以下「職員退職手当条例」という。)の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員には、退職手当を支給しないものとする(職員退職手当条例第1条関係)

(2) 60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の特例

ア 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、定年により退職した者に準じて算定するものとする(改正後の職員退職手当条例附則第13条及び第14条関係)

イ アは、1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員には適用しないものとする(改正後の職員退職手当条例附則第15条関係)

- (3) 退職した者（特定任命により職員となった後に退職した者を除く。）の基礎在職期間中に、他の職への降任等、4(2)の給料月額の改定その他人事委員会規則で定める理由（以下「特定理由」という。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該特定理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額（退職の日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする（改正後の職員退職手当条例第5条の2関係）。
- ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- イ 退職日給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- (ア) その者に対する退職手当の基本額が(3)によらずに計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- (イ) アに掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- (4) 定年前早期退職者に対する(3)の適用について、その算定基礎に定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例加算（以下「早期退職加算」という。）が含まれることとなるよう、必要な読替えを行う（改正後の職員退職手当条例第5条の3関係）。
- (5) 特定任命により職員となった後に退職した者についても、(3)及び(4)と同様の措置を講ずるため、必要な読替えを行う（職員退職手当条例第5条の4関係）。
- (6) (3)及び(5)の適用を受ける者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める（改正後の職員退職手当条例第7条の2関係）。
- (7) (3)から(5)までの適用を受ける定年前早期退職者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める（職員退職手当条例第7条の2の2関係）。
- (8) 給料月額の減額改定とは、給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいうものとする（改正後の職員退職手当条例附則第10条関係）。
- (9) 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする（改正後の職員退職手当条例附則第11条）。
- (10) 職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置
- ア 4(2)の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする（改正後の職員

退職手当条例附則第16条関係)

イ 給料月額には、4(3)から(5)までの給料を含むものとする(改正後の職員退職手当条例附則第17条関係)

(11) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置

ア 当分の間、定年前早期退職者のうち、勸奨を受けて退職した職員の早期退職加算の対象となる期間を60歳(1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳。イにおいて同じ。)に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで(現行:定年退職日の1年前まで)とする(改正後の職員退職手当条例附則第18条関係)

イ 当分の間、定年前早期退職者のうち、職制若しくは定数の改廃により退職した者又は予算実行上の要請により退職した者で任命権者が知事の承認を受けて定めるものに該当するもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者について、60歳に達する日前に退職した場合にあっては早期退職加算の対象となる期間を60歳に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで(現行:定年退職日の1年前まで)とし、60歳に達した日以後における定年退職日の1年前までに退職した場合にあっては早期退職加算として退職日給料月額に100分の2を乗じた額を加算するものとする(改正後の職員退職手当条例附則第19条及び第20条関係)

(12) 失業者の退職手当(改正後の職員退職手当条例第13条及び附則第12条関係)

ア 職員としての勤続期間に含まれる職員以外の者としての期間に必要な1月当たりの勤務日数を、1月間の日数から県の休日を減じた1月間の日数が20日に満たない日数である場合には、18日から当該満たない日数を減じた日数(現行:18日)とする。

イ 退職の日後に事業を開始した者その他これに準ずるものとして任命権者が別に定める者が、任命権者が別に定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間は、失業者の退職手当に係る支給期間に算入しないものとする。

ウ 失業者の退職手当の支給の特例の対象となる職員の退職の日の期限を、令和7年3月31日(現行:令和4年3月31日)に延長する。

(13) その他規定の整備を行う(職員退職手当条例第2条の4、第4条、第8条、第15条の3、第15条の4及び第15条の6並びに改正前の職員退職手当条例附則第1条から第24条まで関係)

6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする(第3条関係)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとする(第4条関係)

(3) その他規定の整備を行う（第5条の2及び第9条関係）。

7 職員の再任用に関する条例の廃止

職員の再任用に関する条例を廃止する。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第2の5(12)及び第3の2(2)の一部は、公布の日。

2 経過措置等

(1) 暫定再任用職員の任用

任命権者は、令和14年3月31日までの間、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって定年に達している者を、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるものとする（附則第2条から第5条まで関係）。

(2) (1)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

令和3年度兵庫県歳入歳出決算関係

認第1号～認第15号 令和3年度兵庫県歳入歳出決算の認定

令和3年度兵庫県歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、認定を求める。

令和3年度歳入歳出決算額

(単位:円)

会 計 名	歳 入	歳 出	歳入歳出差引残額
一 般 会 計	3,170,011,416,433	3,137,285,937,723	32,725,478,710
特 別 会 計	1,777,598,851,663	1,762,325,576,618	15,273,275,045
県 有 環 境 林 等	14,766,057,196	14,766,057,196	0
港 湾 整 備 事 業	4,221,392,554	4,028,089,146	193,303,408
公共事業用地先行取得事業	7,946,681,654	7,946,681,654	0
県 営 住 宅 事 業	30,092,047,471	30,013,758,191	78,289,280
勤労者総合福祉施設整備事業	2,893,331,046	2,893,331,046	0
庁 用 自 動 車 管 理	182,205,669	182,205,669	0
公 債 費	667,715,776,556	667,715,776,556	0
自 治 振 興 助 成 事 業	1,203,079,832	1,087,780,140	115,299,692
母子父子寡婦福祉資金	352,673,078	184,139,825	168,533,253
小規模企業者等振興資金	3,875,010,480	2,451,579,906	1,423,430,574
農 林 水 産 資 金	1,887,821,396	695,430,558	1,192,390,838
基 金 管 理	20,823,088,031	20,823,088,031	0
地 方 消 費 税 清 算	491,702,615,320	491,702,615,320	0
国 民 健 康 保 険 事 業	529,937,071,380	517,835,043,380	12,102,028,000
合 計	4,947,610,268,096	4,899,611,514,341	47,998,753,755

令和3年度兵庫県公営企業会計決算関係

認第16号～認第23号 令和3年度兵庫県公営企業会計決算の認定

令和3年度兵庫県公営企業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定を求める。

（単位：円）

区分	病院事業	水道用水供給事業	工業用水道事業	水源開発事業	地域整備事業	企業資産運用事業	地域創生整備事業	流域下水道事業	計
収益的収入	151,538,710,227	15,918,051,924	4,141,905,736	0	3,729,801,057	1,500,280,966	3,093,662,183	29,427,587,955	209,350,000,048
収益的支出	148,352,653,013	12,678,305,687	3,071,961,785	0	3,570,267,874	1,195,925,536	1,535,251,832	28,425,099,560	198,829,465,287
差引	3,186,057,214	3,239,746,237	1,069,943,951	0	159,533,183	304,355,430	1,558,410,351	1,002,488,395	10,520,534,761
資本的収入	34,404,749,010	9,301,959,083	1,023,400,000	79,883,993	1,692,281,615	508,963,851	221,792,425	18,729,427,006	65,962,456,983
資本的支出	38,949,007,745	12,087,294,440	2,704,234,448	79,883,993	1,616,640,650	337,000	1,670,498,480	19,020,199,409	76,128,096,165
差引	4,544,258,735	2,785,335,357	1,680,834,448	0	75,640,965	508,626,851	1,448,706,055	290,772,403 資本的収入のうち翌年度繰越額に係る財源充当額 1,555,920,000 を除く差引 1,846,692,403	10,165,639,182
資本的収支不足額の補てん財源	消費税資本的収支調整額	12,769,563	394,645,395	53,703,703	0	0	0	65,941,700	527,060,361
	減債積立金	0	0	64,900,000	0	0	0	0	64,900,000
	損益勘定留保資金	4,531,489,172	2,390,689,962	1,562,230,745	0	0	0	1,448,706,055	9,933,115,934
	他会計貸付金積立金	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	1,780,750,703	1,780,750,703

第87号議案 令和3年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分

令和3年度兵庫県水道用水供給事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	12,254,197,746 円
2	利益剰余金処分量	12,254,197,746 円
	(1) 減債積立金	142,300,000 円
	(2) 建設改良積立金	2,702,800,885 円
	(3) 資本金への組入	9,409,096,861 円
3	繰越利益剰余金	0 円

第88号議案 令和3年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分

令和3年度兵庫県工業用水道事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	1,675,354,858 円
2	利益剰余金処分量	1,675,354,858 円
	(1) 減債積立金	50,900,000 円
	(2) 建設改良積立金	965,340,248 円
	(3) 資本金への組入	659,114,610 円
3	繰越利益剰余金	0 円

第89号議案 令和3年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分

令和3年度兵庫県企業資産運用事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	2,720,699,139 円
2	利益剰余金処分量	1,546,774,131 円
	(1) 資本金への組入	1,546,774,131 円
3	繰越利益剰余金	1,173,925,008 円

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 5 9 回 定 例 会)

月 日 / 区 分		順 序				
		1	2	3	4	5
第 1 日 9 月 26 日 (月)	代 表 質 問	(自 民 党)	(自 民 兵 庫)	(ひょうご 県 民 連 合)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)	
第 2 日 9 月 28 日 (水)	一 般 質 問	(自 民 党)	(自 民 兵 庫)	(自 民 党)	(ひょうご 県 民 連 合)	(自 民 党)
第 3 日 9 月 29 日 (木)	一 般 質 問	(自 民 党)	(自 民 兵 庫)	(ひょうご 県 民 連 合)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)	(自 民 党)
第 4 日 9 月 30 日 (金)	一 般 質 問	(自 民 党)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)	(共 産 党)	(維 新 の 会)	(自 民 党)

※ 一般質問については試案

決算特別委員会委員 会派別配分表（案）

（令和4年9月12日変更）

年度別 会派別	元年度	2年度	3年度	4年度	合 計
	人	人	人	人	人
自由民主党	8 (10)	8 (11)	8 (11)	6 (11)	30 (43)
自民党兵庫	3 (-)	3 (-)	4 (-)	5 (-)	15 (-)
ひょうご県民連合	4	4	3	1 (3)	12 (14)
公明党・県民会議	3	3	3 (4)	3	12 (13)
日本共産党	1	1	1	2	5
維新の会	2	2	2	0 (2)	6 (8)
無所属	0 (1)	1	0	1	2 (3)
計	21	22	21	18 (22)	82 (86)

※上記表中の人数は、任期中の議員辞職、会派異動等を反映している。

※()内は任期当初の配分数。